

長野県環境審議会議事録

日時 令和4年3月17日(木)

午後1時30分～午後5時00分

場所 長野県庁議会棟 404・405号会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第5回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹兼課長補佐の水野です。よろしくお願いいたします。</p> <p>始めに、委員の出欠の状況をご報告いたします。</p> <p>都合によりまして、大和田委員、下平委員、中塚委員、松浦特別委員の4名から欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>また、堀内特別委員からは遅れて出席いただく旨のご連絡をいただいております。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして、現時点での出席者14名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、猿田環境部長よりあいさつを申し上げます。</p>
猿田環境部長	<p>皆様、こんにちは。長野県環境部長の猿田でございます。</p> <p>昨夜、福島県沖で発生した地震で被害を受けられました皆様に心からお見舞いを申し上げます。</p> <p>また、一日も早く元の生活に戻れますようご祈念申し上げます。</p> <p>皆様には、平素より長野県の環境行政に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、本年度最後となる長野県環境審議会でございますが、ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>最初に環境に関する最近の話題について、2点触れさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず1点目でございますが、昨日長野県議会2月定例会が閉会いたしまして、令和4年度当初予算をはじめとする議案を可決頂いたところ です。</p> <p>新年度の予算におきましては、ゼロカーボンを大きな柱の一つとしておりまして、併せて報告事項でも触れますが、各種条例の改正等も行ったところでございます。</p> <p>令和4年度におきましては、ゼロカーボンに向けての取組を全庁一丸となって更に加速していきたいと考えているところでございます。</p>

もう一点でございますが、2月22日から4日間にわたり、今回が初となる「国際学生ゼロカーボン会議」を開催いたしました。気候変動をはじめとする環境問題に関心を持たれている学生の皆様が、県外はもとより、国内外から多く参加いただきまして、熱のこもった議論をいただいたところです。

その数、44カ国から1200名以上の申込がありました。こうした若者達に負けないように、我々もしっかりと前を向いて進んでいきたいと考えています。

さて、本日の議題ですが、次第でお示ししてございますとおり、審議事項については5件ございます。

2件が諮問、1件が中間報告、そして、これまでのご審議を踏まえて本日答申をいただきたい議案が2つございます。

このうち長野県環境基本計画でございますが、来年度が現行の計画の最終年度となることから、次期長野県総合5か年計画とも期間を合わせて、環境基本計画についても改定したいと考えております。環境行政の最も根幹となる計画でございますので、委員各位のご意見を踏まえながら、改定を進めていければと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

また、中間報告にございます「改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準」について、当初想定と国の取組の状況に若干ズレがございます関係で、当初今回の審議会で答申をいただく予定でしたが、引き続きご検討を継続してお願いしたいと考えております。詳しくは後ほどご説明いたします。

また、鳥獣保護管理計画関係につきましても、是非とも答申をいただきますよう、よろしく願います。

委員の皆様には、幅広い観点からご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

本日もどうぞ、よろしく願います。

司会

本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、幹事及び事務局につきましては説明の都度に入退室いたしますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、次第、出欠名簿、会場図、諮問文の写しが2種類、会議事項の資料1から資料9及び別冊として環境白書がございます。

資料につきまして、不足はございませんでしょうか。

今回、資料の送付につきましては直前となり、また、複数の差替

えが発生し、委員の皆様にはご迷惑をおかけしてしまい、申し訳ありませんでした。改善に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日の日程でございますが、休憩を含めておよそ3時間30分程度を予定しています。

審議時間の確保のため、次第の報告事項イ・ウ及び配布資料につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、これから審議に移ります。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

梅崎会長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。
委員の皆様のご協力をお願いいたします。

審議事項の1件目です。審議事項アの「第五次長野県環境基本計画の策定について」でございます。

本件は、第五次長野県環境基本計画を策定するに当たり、長野県環境基本条例第8条第3項の規定により、当審議会に意見を聴かれています。

それでは幹事から説明をお願いいたします。

真関環境政策課長

環境政策課長の真関でございます。私から「第五次長野県環境基本計画」の策定につきまして、ご説明申し上げます。

まず、資料1-1から1-6でございますが、資料が大部にわたっておりますので、ポイントを絞ってご説明申し上げます。

まず、資料1-1をお願いいたします。

策定について概要をまとめたものでございます。

まず、目的でございますが、現行の「第四次長野県環境基本計画」が令和4年度に計画期間の最終年度を迎えることから、次期計画を策定するものでございます。

なお、次期計画は、現行計画と同様に「長野県水環境保全総合計画」として位置付けるとともに、今回から新たに、関連する部分も多いことから、生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全及びその持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画でございます。「生物多様性ながの県戦略」としても位置付けてまいりたいと考えております。

策定イメージを枠内に掲げてございます。

3つの計画を一体的に策定いたしまして、「4 目標と実施施策」の「(2) 実施施策と数値目標」のうち、「水環境の保全」の部分を「第七次長野県水環境保全総合計画」として、1つ下の「生物多様

性・自然環境の保全と利用」の部分で「第二次生物多様性ながの県戦略」として位置付けてまいりたいと考えております。

なお、参考として、これまでの各計画の策定経過をお示ししてございます。

次に2の「策定の進め方」でございます。

本計画につきましては、環境審議会においてご審議をいただき、必要に応じて有識者ヒアリングを実施してまいります。

また、策定に当たりましては、現行計画策定後の状況変化、例えば、昨今の経済・社会情勢の変化ですとか、ゼロカーボン戦略及び廃棄物処理計画の策定などを的確に反映してまいりたいと考えております。

併せて、現在、県政全般にわたる新たな「総合5か年計画」の策定作業を進めているところでございますが、この計画も来年度が計画期間の最終年度となるため、この策定作業と連携を図り、施策や県民意見を相互に反映し、整合を図ってまいります。

次ページをお願いいたします。3の「策定スケジュール」でございます。

本日、環境審議会に諮問し、4回程度のご審議をお願いした後、来年1月頃を目途に答申いただきたいと考えております。

なお、この間、逐次、有識者ヒアリングと県民意見を聴取し、計画に反映してまいります。

続きまして、資料1-2の現行の第四次計画の概要をまとめた資料についてご説明申し上げます。

左上の「基本的考え方」でございますが、「SDGsによる施策の推進」を掲げ、右上の「基本目標」につきましては、「共に育み未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし」としてございます。

その下でございますが、1の「持続可能な社会の構築」から6の「循環型社会の形成」まで、全部で6つの柱を掲げてございます。それぞれにおきまして、「現状と課題」、「将来像」、「主な施策」、「達成目標」を掲げております。

このうち「主な施策」の中に☆（星）印を付けた施策がございしますが、これは環境を活かして経済や社会の課題解決につなげていく「マルチベネフィット」の取組でございます。以上が概要となります。

続きまして、第四次長野県環境基本計画に基づきます指標の状況を資料1-3-1及び資料1-3-2でご説明申し上げます。

第四次環境基本計画におきましては、各分野における全体の進捗状況を把握するために設定しました「達成目標」と、各分野における県の施策の進捗状況を把握するために設定した「参考指標」の2つがございします。

まず、資料 1-3-1 で達成目標からご説明申し上げます。

1 ページ目の中央上に凡例として掲げてございますが、最新実績値が目安値以上のものは◎、進捗率が 80%以上のものは○、進捗率が 80%未満のものにつきましては△で記載してございます。全部で 19 の目標に対しまして、◎が 5、○が 2、△が 12 となっております。

表の右側には、現状分析と今後の方向性を記載してございます。個々の状況につきましては、お目通しいただきたいと思いますが、例えば、2 つ目の分野であります「脱炭素社会の構築」につきましては、高い目標値を掲げて取り組んでいるところであることから、目標達成に向けてゼロカーボン戦略の取組を加速する必要がございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている指標もございます。要因につきましては更に深掘りしていく必要があると考えております。

次に資料 1-3-2 で「参考指標」の状況をご説明申し上げます。

全部で 25 の参考指標に対しまして、◎が 12、○が 5、△が 8 となっております。表の右側には、現状分析と今後の方向性を記載してございますので、お目通しいただければと思います。

次に、現行計画に基づく施策の取組状況につきまして、資料 1-3-3 でご説明申し上げます。

現行計画の 6 つの柱に沿いまして、計画に記載の各施策の事業内容、関係指標、課題及び今後の方向性をまとめてございます。44 ページと大部にわたっておりますので、ポイントを絞ってご説明いたします。

1 つ目の柱でございます「持続可能な社会の構築」につきましては、1 ページ～7 ページに記載してございます。

まず、1 ページ目でございます。

本県はこれまで、県民、市町村、事業者など様々な主体と連携して、左から 2 番目の中項目に記載してございます「(1) 環境保全意識の醸成と行動の促進」に取り組んでまいりました。特に、2 ページ目の 1 行目でございます信州環境カレッジにおきましては、地域講座、学校講座、WEB 講座など多様な学びのカリキュラムを提供し、多くの皆様に受講していただいているところでございます。しかしながら、年配層に比べまして、若者世代や子育て世代の関心がまだまだ低い傾向にあります。

今後、地球温暖化に起因する気候危機、また、海洋プラスチックなど人類が直面している様々な課題を克服して、持続可能な社会を築いていく上では、お一人お一人の県民の皆様が環境について知り、考え、行動していただくことが益々重要となります。そのた

め、環境教育の充実に加え、世代や立場を超えたパートナーシップの更なる拡大にも取り組む必要があると考えています。

2つ目の柱の「脱炭素社会の構築」でございます。8ページ～18ページに記載してございます。

本県では、2013年2月に策定しました「環境エネルギー戦略」に基づきまして、省エネルギーの推進と、再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでまいりました。8ページの3行目46番の大規模事業者在省エネ計画の策定を義務づける「事業活動温暖化対策計画書制度」、また、9ページの1行目48番の新築住宅等の建築主に省エネ性能等の検討を義務づける「建築物環境エネルギー性能検討制度」等の制度や仕組みに加えまして、13ページの下から2行目67番の「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」による建物屋根の発電能力の見える化など、各種施策に取り組んでまいりました。

今後は、昨年6月に策定いたしました「ゼロカーボン戦略」の目標達成に向けまして、更なる取組の加速が必要であると考えております。

続いて、3つ目の柱の「生物多様性・自然環境の保全と利用」でございます。18ページ～24ページに記載してございます。

20ページの下部に小項目1としまして「イ 自然公園の整備と利用促進」を掲げてございます。これまで、本県が誇る山岳環境の保全と魅力の向上に向けて、20ページの5行目103番の山小屋事業者が行う環境配慮型トイレ等の整備を支援してきたほか、7行目105番の企業からの寄付金を活用し、市町村等が行う登山道の整備を推進してまいりました。また、8行目106番の自然保護センターをエコツーリズムの推進拠点とするための施設整備やエコツアーガイド人材の育成等を実施してまいりました。

今後は、自然公園の更なる利用促進に向けまして、霧ヶ峰自然保護センターや今年夏のオープンを目指す御嶽山ビジターセンターにおいて、民間ノウハウを活用した施設運営や体験プログラムの提供等を行うほか、引き続き、山小屋関係団体など現場の皆様の声を丁寧にお聞きしながら、山岳環境整備を推進してまいります。

また、22ページ～23ページでございますが、「森林や農山村が持つ多面的な価値の発揮」といたしまして、22ページの下から2行目119番でございますが、農政部と連携しまして、環境に配慮した農業の取組を推進しているほか、23ページの121番～124番ですけれども、主に林務部の取組として、間伐などの森林整備や県産材の利用促進などを図ってまいりました。今後も、本県の豊かな森林資源を活かし、間伐等の森林整備や主伐・再造林を推進すること等によりまして、「伐って、植えて、育てる」という森林・林業のサイクルを取り戻し、二酸化炭素吸収量の増加にもつなげてま

新津自然保
護課長

いりたいと考えております。

なお、「生物多様性」関係の施策につきましては、この後、資料1-4及び1-5によりまして、自然保護課長からご説明させていただきます。

自然保護課長の新津です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1-4をお願いいたします。

資料1-4で生物多様性なごの県戦略の概要、それから取組状況等について概要を説明させていただきます。

「生物多様性なごの県戦略」の位置づけになりますが、生物多様性基本法第13条に基づいて、国家戦略を踏まえて、地域の特性を活かし県の戦略を立てるとして、2012年2月に策定したものです。

中長期の目標2050年までの目標としてあるべき姿・ビジョン、短期の目標として2020年までの行動計画を示しております。

左側中ほどのところに、中長期の目標2050年、あるべき姿・ビジョンですが、「生命（いのち）にぎわう『人と自然が共生する信州』の実現」というビジョンを立てております。

短期目標は、その下の表にありますように「知る・守る・活かす・広める・つなぐ」の5つの行動分野を柱として戦術を立てております。

この資料の右側に、体系的に示してあります。

その下に、行動計画指標一覧にありますように、19の指標を立てて計画的に取り組んでいます。

この指標の状況について、次の資料1-5-1をお願いいたします。

取り組んできた状況を、目安以上「◎」が6、80%以上「○」が2、未満「△」が11、合わせて19の指標の状況です。

取り出して説明いたしますと、番号で行くと2番、自然公園の指定面積ですが、拡大を目標としておりましたが達成しておりませんが、状況は中央アルプスの国立公園化などに伴って、地種区分の見直しを行ってまいりましたが、拡大には至っておりません。

今後は、その次の3番の項目、自然環境保全地域の面積と合わせまして、国際的な合意の30by30の目標に向け、引き続き、新規指定を検討しながら、地域の保全の充実を図ってまいりたいと思っております。

それからもう一つ、中ほどのニホンジカの適正個体数ですが、こちら目標には達成しておりませんが、そもそもシカの頭数の数え方というのは非常に難しいということと、シカが学習をして捕獲しづらくなっているという現状があり、なかなか条件は達成できていないという状態です。

今後は、高密度に生息している重点地区に絞って捕獲を推進するなど対策をしてまいりたいと思っております。

続いて、資料1-5-2をお願いします。

こちらは現在の、ながの県戦略の施策の取組状況をまとめたものです。

まとめ方は、先ほどの表と同じですので、お目通しいただきたいのですが、取り出してご説明いたします。

まず、戦略1「知る」の分野ですが、こちらは生物多様性がどんな問題があるかということを経験的知見に基づいて、把握分析する取組をまとめてあります。

例えば、5番、長野県レッドデータブックにつきまして改訂作業をしてあります。

2014年には植物編、2015年には動物編の改訂をいたしました。

今後は、環境の変化を踏まえまして、適切な時期に見直してまいりたいと思っております。

2ページをお願いします。次は「守る」の項目です。

8ページまで9つの中項目がございますが、こちらは、生物多様性を守り、状況を改善するという取り組みでございます。

例えば4ページをご覧ください。

21番と22番、ライチョウ保護スクラムプロジェクトと銘打ちまして、クラウドファンディングにより全国から広く支援を求め、財源を確保いたしました。

それを基に、ライチョウの現状調査、それから目撃情報投稿アプリ「ライポス」を開発した他、ライチョウの保護に携わる高度技術者の育成を行っております。

今後も、こうした取組を継続していきたいと思っております。

次に9ページをお願いします。戦略3「活かす」というところです。

自然資源の持続可能な利用を推進しよう、という取組でございます。

例の1つとして、12ページをご覧ください。

12ページの一番上、「観光利用との調和」というところで、ツーリズムの推進を通して、自然環境の魅力や価値を伝えるという取り組みを行っております。

先ほども説明がありましたので詳しくは申しませんが、エコツーリズムをできるツアーガイド人材育成などに取り組んでいます。

現在は、新型コロナウイルスの影響等によりまして、こうした研修ができないといった面がありましたけれども、状況を見つつ取り組んでまいりたいと考えています。

次は13ページをお願いします。戦略4「広める」ということです。

こちらは、日本の屋根から発信するという情報発信でございます。

例としまして、14 ページの 83 番です。

先ほど説明いたしました、信州環境カレッジ事業に取り組んでおりまして、今後も主に若い世代を対象とした事業拡大、それから国際学生ゼロカーボン会議の開催などを図ってまいりたいと思います。

最後に 16 ページをお願いいたします。

戦略5の「繋ぐ」という項目です。

多様な主体が連携し、その活動を強化しようという取組です。

93 番にありますように国や他県との連携として、ヒアリのような人的被害をもたらす外来種対応、それから南アルプスにおけるニホンジカ対策など、関係機関が連携して、今後も効率的効果的な対応をしてまいりたいと考えています。

また次の 17 ページ、99 番ですけれども、こちらライチョウ目撃情報投稿アプリ「ライポス」を活用しまして、皆様から寄せられた生息状況などに基づいて必要な保護対策も実施してまいりたいと考えております。

取り上げて説明させていただきました。説明は以上です。

真関環境政策課長

以上が3つ目の柱の「生物多様性・自然環境の保全と利用」についてでございます。

次に4つ目の柱でございます「水環境の保全」につきまして、資料1-3-3の25 ページ~33 ページにかけましてご説明申し上げます。

本県の豊かな水資源を将来にわたって保全していくために、26 ページの 138 番「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づき、水資源の保全が必要な地域を指定しているほか、27 ページの1行目~3行目でございますが、河川や湖沼などの水質の常時監視、28 ページの1, 2行目の下水道等の整備促進、その下の水質汚濁防止法に基づく工場や事業場の立入検査などを実施してまいりました。

今後も引き続き水資源の保全に向けた取組を推進するほか、30 ページ3行目の諏訪湖をはじめとする河川や湖沼の水環境の保全に関する調査研究を一体的に行い、情報発信や環境学習を進める「諏訪湖環境研究センター（仮称）」の令和6年4月開設に向けた準備などを進めてまいります。

次に5つ目の柱の「大気環境等の保全」でございます。34 ページ以降でご説明申し上げます。

本県の清浄な大気と良好な生活環境の保全のため、34 ページ1, 2行目でございます一般環境や道路周辺大気の常時監視等によ

り、微小粒子状物質「PM2.5」や光化学オキシダントなどの大気汚染状況を的確に把握し、迅速な情報提供を実施してまいりました。

また、35 ページ2行目のアスベスト対策につきましては、事業者への立入検査等により、建築物の解体時等の飛散防止対策に取り組んでまいりました。

更に、同じページの下から3行目、本県の美しい星空を守るため、「公害の防止に関する条例」を改正し、サーチライト等による光害の防止について規定したところでございます。

今後も、清浄な大気と良好な生活環境の保全に向けて、継続した取組が必要と考えております。

最後になります。6つ目の柱でございます「循環型社会の形成」につきまして、38 ページ以降に記載してございます。

県では、廃棄物の排出抑制、再生利用及び適正処理を推進してまいりました。38 ページ1行目にございます食品ロスの削減を呼びかける「残さず食べよう！30・10運動」や、40 ページ2行目のプラスチックと賢く付き合う取組を推進する「信州プラスチックスマート運動」などを実施してまいりました。

この結果、2019年度の県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は816グラムとなり、6年連続、全国で最も少ない県となりました。

また、産業廃棄物の減量化や適正処理に向けまして、41 ページ3行目の多量排出事業者等の廃棄物処理計画の策定及び実施に関する指導や、43 ページ1行目の排出事業者等に対する立入検査の実施や違反に対する行政処分など、厳正かつ迅速な対応を行ってまいりました。

今後は、昨年度策定いたしました「第5期長野県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に引き続き取り組むとともに、SDGsのゴールの1つである「つくる責任、つかう責任」を意識した、循環型社会の実現を目指して取り組んでまいります。

最後の項目になります。資料1-6によりまして、長野県を取り巻く状況と長野県の現状についてご説明申し上げます。

こちらは、梅崎会長にもご出席いただいております。次期「長野県総合5か年計画」の審議をしております「県総合計画審議会」でお示した資料でございます。

3ページから8ページは、「気候変動対策や持続可能な社会への意識の高まり」についての記載となっております。3ページには温暖化により本県も気温が上昇していること、4ページには積雪減少や雪質低下により観光業への影響が懸念されること、5ページには既に農林水産業では、影響が出始めてきていること、6ページではカーボンニュートラルに向けて産業構造の大きな転換が見込

まれること、加えて、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の線形経済モデルから、循環型経済へと転換が見込まれること、8ページでございますが世界的に再生可能エネルギーへの転換が加速していること、などが記載されております。

9ページから14ページには、「自然災害や感染症などの脅威」として、9、10ページには気候変動により気象災害の頻発化や激甚化、自然災害リスクの更なる増加が見込まれること、これに加えて、11ページにはインフラの老朽化により、今後、維持管理経費の増大が見込まれることや、専門人材の確保・育成などが課題であること、などを記載しております。

15ページから22ページは、「新技術・デジタル化の加速」として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もございまして、15ページにはテレワークなど、場所にとらわれない働き方が普及していること、19ページにはオンライン授業など、教育分野でのICTの活用が進んでいくこと、20ページには自動運転などの新たなモビリティの普及やドローンの活用など、デジタル世界の到来は、地方の暮らしや産業も大きく変える可能性があること、などを記載しております。

少し飛びまして、37ページからになります、「人口減少と少子高齢化の進行」について記載しております。特に地方におきましては、人口減少、少子高齢化に加え、人口流出による社会減の要因が加わることから、地域の活力創出にとって大きな課題であると認識しております。加えまして、40ページには地域公共交通の存続の問題、41ページには管理不全となる土地や農地、森林等の増加に対する懸念、など社会・経済的にも大きな影響があるものと考えております。

一方で、新型コロナウイルスの影響によりまして、45ページから49ページに記載しておりますとおり、「東京一極集中から地方回帰への動き」がみられるほか、50ページから53ページに記載しております「ライフスタイルや価値観の多様化」、「働き方や生き方の多様化」、また、「新しいつながりを求める動き」などが見られるところです。

将来像を考える上では、経済・社会の変化に加えまして、こうした個人の意識や価値観がどのように変化していくのか、こういったことも重要な要素の1つになるものと認識しております。長くなりましたが説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。ただいま説明をいただいたところですが、ここで事前にご連絡申し上げたとおり、「基本目標や未来像を考える上で重要な考え方・キーワード」、また「環境行政の取組

の方向性」などについて、お一人お一人からご意見をいただきたいと思ひます。

それでは順番にご発言いただき、最後に私から発言という順番で指名させていただきます。

なお、全員からご発言いただいた後、追加で時間を取りますので、まずはお一人2分程度でご発言をお願いします。

それでは、伊藤委員よろしくお祈ひします。

伊藤委員

皆様、こんにちは。

駒ヶ根市長の伊藤でございます。環境審議会に参加させていただきましてありがとうございます。

5年前の第四次計画と今回の第五次で変わったことは何かということをお考えますと、脱炭素化、カーボンニュートラルといった目標に対してのスピード感が一層高まっているということだと思ひます。

特に昨年から今年にかけて大きな動きが日本でも海外でも起きました。菅前政権が策定したグリーン成長戦略ですとか、エネルギー基本計画、こうしたものはそれまでの目標数値を大幅に前倒しするものであります。

それから昨年末にはCOP26のグラスゴー気候合意がありました。産業革命以前と比べて気温上昇をかなり前倒しをして抑えていこうということでありまして、石炭火力については段階的削減という言葉も盛り込まれました。

今年の2月になりますと国連の政府間パネルで報告書が出ましたとおり、今世紀半ばまでに1.5度以上温暖化が進むと熱波や干ばつが発生すると。

こうした目に見えたテンポアップが世界中で進んでいるという中で、今回、第五次の計画ということになりますので、相当意欲的な数値目標、あるいは意欲的で具体的な計画を盛り込まないと、世界的にも国内的にも非常に不十分な取組と指弾されることが考えられます。

長野県としてどこまで踏み込むのか。いわば覚悟が問われるのが今回の第五次計画だと考えております。

したがって、今回の策定に当たりましては思い切った取組が必要だと思っております。

そして、細かなことにつきましては専門の先生方がたくさんいらっしゃるしますので、先生方に譲るといたしまして、一つだけ行政の立場で申し上げますと、環境保護に対して、参加者の動機付け、関係する人たちの動機付けができるかどうか、これが第五次計画の成否を握るキーワードになろうと思ひます。

企業にとってみれば、環境保護に参加することがその産業の社

会の一員になる大前提に既になっております。世界の企業と取引するためには、その企業がどれくらい環境に貢献しているのかと、具体的な数字でもって示せというようなこともありますし、消費者にとっても当然自分たちの生活に関わることで、KPIとは別に、参加者の動機付けに繋がるような指標または項目、つまり、環境保全に取り組むことが参加者にとってどれだけメリットがあるのか、それがわかりやすく示せるような項目、数値あるいは分野をぜひ盛り込んでいただきたい。

そうすることによって、この計画が多くの方に実感を持って迎えられるのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。
続きまして打越委員からお願いします。

打越委員

打越でございます。

第四次環境基本計画のときにも関わらせていただいて、そのときに、資料1-3-1の冒頭に「環境に配慮した暮らしをしている県民の比率」というのがあって、順調に数字が伸びていたんですけども、コロナ禍になったところでズドンと数字が伸びなくなってしまって、最新情報では数値が出てないという指標があったと思います。

おそらく、この指標は、私あるいは加々美委員がお手伝いをして、長野県の環境部の皆さんを挙げて作った、バランスよくあらゆる環境分野を反映した指標を作ったものをそのまま使っているか、あるいは修正しながら使っているものだと思います。

とてもよくできた指標だと思いますので、ぜひ審議会の先生方の皆さんに質問項目に関わる資料を配布していただきたいです。

それを見ていただくことで、まず審議会の委員の私達が、改めてこういったことに取り組んでいこうという気持ち付けをしていけたらなと思っています。それが一点目です。

今回、進捗状況を整理した表を拝見しますと、ありとあらゆることを視野に入れて、心がけていらっしゃるなど。長野県の環境政策の充実ぶりを改めて感じているところであります。

政策的な方針は絶対に間違っていない、地道に続けていくことが大切なんですけれども、やはりコロナ禍で人の心が荒んでしまっているというか、何事もやる気を失ってしまうとか、頑張ろうっていうより、何とかギリギリ自分のメンタルを維持するような日々というのが続いていると思うんですよね。

ですので伊藤委員からもあったとおり、動機づけというか、今、改めて新鮮な気持ちで環境政策、環境保全に向き合えるか、それを

どうやって県民にアピールしていくかというのが問われていると思いました。

環境保全をすれば、おいしいねとか、楽しいねとか、気持ちがいいねとか、ちょっと得意な気持ちになれるよねとか、そういった空気を県も審議会の委員も持っていかなければいけない。こんなに頑張っているということは長野県民の誇りなんだということのアピールしていけるような基本計画になるといいなと思っております。明るく、いかにして県民の誇りとしてアピールしていけるかというのが二点目です

明るくアピールしていくために、別に実現可能でなくてもいいのですけれども、標語の募集、五・七・五ですね。自然環境保全だったり、ゴミの削減だったり、エネルギーの問題と、テーマごとに標語の募集を試みるのもいいんじゃないかなと。

標語を募集しますと何が大変かというのと、何千と集まってくる審査が大変なんですよね。全部集めて整理して選ぶ、その審査を県内の各高校に頼むというのはどうだろうか。エネルギー部門については〇〇高校さんをお願いします、自然環境保全に関しては〇〇高校さんをお願いしますとして、審査を高校生に投げたというか、逆に頼ってしまう。そうすると高校生の環境教育にもなりますし、県の事務的な負担も減りますし、標語を集めるのは、実はすごくいい動機づけになりますが、その審査の負担を長野県の未来を担う高校生に頼んで、そうしたものを第五期の計画に入れ込んでいくような、そんなふうに必要な知恵とアイデアを使って今改めて新鮮な気持ちで環境政策に向き合えるようにということを考えております。

私からは以上です。

梅崎会長

ありがとうございました。

それでは大島委員をお願いします。

大島委員

よろしく申し上げます。第四次長野県環境基本計画の達成目標の進捗状況を踏まえ、基本目標にある「豊かな自然・確かな暮らし」を守り維持するために、第五次環境基本計画においても従来と同様、目標を達成するよう推進し、また、次世代に必要な施策を強化及び追加しながら策定ができればと思っております。

特に本年4月1日施行予定のプラスチック資源循環促進法を踏まえた施策の促進ができればと思います。

また、今後、原油高による各方面への影響を見据え、今以上にリユース、リサイクル、そして省エネなどに関係する技術開発を促進するとともに、より多くの県民が参加できる施策を更に組み入れていければと思います。

梅崎会長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。 それでは引き続きまして加々美委員お願いします。</p>
加々美委員	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>私も打越委員のご意見にすごく素晴らしいなと共感を得ているところですよ。</p> <p>あとは私たちが自然学校というところで、コロナ禍で子供たちが本当にいろんなことが制限されて様々な活動ができなくなっています。</p> <p>持続可能な社会を作るためには地域の繋がりや、明るい気持ちで過ごすということが重要だと思いますので、現時点での計画を遂行しつつ、コロナの影響が抑えられるような、あまり計画とは関係ないのですけれども、そんな明るい気持ちで取り組めるような、計画になってもらえるといいと思います。</p> <p>以上です。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。 それでは続きまして小林委員からお願いします。</p>
小林委員	<p>小林です。よろしくお願いします。</p> <p>ちょっとご質問が抽象的なのでなかなか答えにくいところではあるんですが、基本的には第四次計画の基本的な考え方ですとか達成目標というのは、これは正しい方向だと思いますのでこのまま継承していただきたいと思います。</p> <p>ただこの間ですね、温暖化対策の条例ですとか、例えばエネルギー戦略の関係ですとか、新しい中で、交通ですとか、まちづくりですとか、例えば建物や住宅の省エネの向上ですとか、再生可能エネルギーですとか、今般の廃棄物処理計画などが補充されましたので、その点を補充していただければと思っております。</p> <p>以上です。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。 引き続きまして手塚委員お願いします。</p>
手塚委員	<p>私は県民の立場というか、広く環境を捉えるのもすごく大事なことなんですけれども、ちょっと自分の経験から少しお話をさせていただきます。</p> <p>信州環境カレッジの活用が◎になっていてとてもいいなというふうに思いました。この環境カレッジの中に長野 SDGs プロジェク</p>

ト実行委員会というところも入っているんですけども、そこで小学校の出前講座等をちょっと自分でやらせていただいた時に、小学生とかがどのようなことを興味を持ってくれるかっていうところがやっぱり身近なところなんですよ。

ゴミの削減だとか食品ロスだとか、これは6番の循環型社会の方でもあるんですが、でも環境教育っていう部分でも、やっぱり身近なところで、子供たちが、自分たちができることっていうふうに取り組んでいる姿がとても印象的でした。

ですので、環境を大枠で捉えることも必要なんですけども、もっと身近なものとして捉えるような、先ほど打越委員がおっしゃった標語というのもいいと思いますし、何かもっと身近なところで、環境って大事だよねっていうところが伝わるような内容にいただけると、とてもいいかなと思いました。

もう一点は、木材利用の拡大というところがすごく長野県は大切だと思っていて、CO₂の吸収量のアップということもあって、林業の担い手にもぜひお金をかけてもらいたいなと思いました。

以上です。

梅崎会長

ありがとうございました。

それでは太田委員よろしくお願いします。

太田委員

太田です、よろしくお願いいたします。

今回、コロナを通して感染症に関する対応の弱さが長野県も出たなというふうにごく感じています。非常事態だったので、しょうがなかったと思うんですけど、いざというときに動ける体制っていうのが大事なんじゃないかなっていうのをすごく感じました。

達成目標に関しては、本当にこんなに進捗しているのかなと感じるような◎とか○があったんですけども、それを言い始めると長くなってしまっているので、とりあえず県民を巻き込んで取り組んでいくことがどんどん必要になってくるんじゃないのかなというのを感じます。

あと、生物多様性でニホンジカの個体数はやはり多くなってきていると日々感じています。捕獲者の確保、地域との連携もそうなんですけど、捕まえるところから食べるころまで、もっと身近になるように取り組んでいってほしいなと感じます。

それから最後ですが、打越委員がおっしゃったように環境について取り組んでいくには、やっぱり子供たちの教育はすごく大事だと思いますので、子どもたちを巻き込んで、こういうことが大切なんだよということを小さい頃からわかっていってほしいな

梅崎会長	<p>ていうのをすごく感じました。打越委員の意見について素晴らしいと思いました。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>引き続きまして林委員からお願いします。</p>
林委員	<p>林です。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま手塚委員からも林業についてご発言いただき、ありがとうございました。</p> <p>私からは木質バイオマス事業のエネルギーの確保における燃料の問題についてお話ししたいと思います。</p> <p>燃料となる木材は一見無尽蔵にあると思われそうですが、バイオマス利用燃料は生産コスト面から捉えると、一定の限度があります。</p> <p>また、FITの20年という、これを賄うのではなく、将来にわたり供給できる量の見込みも重要な視点だと思います。</p> <p>このような面から考えますとバイオマス生産拠点を位置付ける必要があります、特に里山の利用や休耕地等を利用してバイオマスの森林を造成したらどうかという考えを持っております。</p> <p>なお、樹種ですが、その土地の植生を侵さないことが大事で、南信州地域ではナラ類が適当と考えますが、資源利用した後のナラ類は萌芽更新で森林が再生できることから、森林の保続性も同時に保たれるといういい面があります。</p> <p>そのような面から森林の持つ重要な環境保全の役割を是非重要視していただきたいと願うものです。以上です。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして福江委員お願いします。</p>
福江委員	<p>福江です。よろしくお願いいたします。</p> <p>今回、第五次環境基本計画の策定ということで、先ほどご説明していただいた、生物多様性ながの県戦略ですとか、希少野生動植物の回復事業計画に委員として参加させていただきました。関わってきた人間として、発言をさせていただきたいと思います。</p> <p>先ほどの資料1-5-1です。</p> <p>まず、生物多様性の認識状況というところなんですけど、少しずつ上がっては来ては来まして、2020年度で50%ということで進捗自体△になっていますけれども、最近、戦略を策定して10年経ちまして思うのは、やはり生物多様性を守っていこうという意識というか、機運自体が落ちてきてるかなということを感じています。</p> <p>ですので、この基本計画の策定を機会に、もう一度盛り上げてい</p>

くようなことができたらいいなということです。

希少野生動植物の回復事業計画に関しては、「◎」になっています。

◎というのは、私個人としては首をかしげたいところなんですけれども、一昨年以来、回復事業計画が進んでいないように思えるんですね。

実際に委員会なども開かれてないように感じますし、長野県というのはかなり希少野生動植物がいる県で、それが県としても特徴があるところなんです。

時間が経つにつれて、身近な生き物たちが減少していています。

例えば私が住む地域では、蝶のアサマシジミですとか、鳥のオオジシギといったような生物がどんどん減っていています。

その減少にも関わらず、希少野生動植物の回復事業計画自体が追い付いていないというような状況がありますので、もう少しスピード感を持ってやっていく必要があるのではないかなと思います。

今はトピック的に耳目を集めることもあって、ライチョウを守るプロジェクトに力を注いでいっている状況というのはあるかと思いますが、それと並行して、地域の消えていくような希少野生動植物に対しても、力を入れていくべきではないかなと感じています。

以上です。

梅崎会長

ありがとうございました。

引き続きまして、宮下委員お願いします。

宮下委員

宮下です。よろしくお願いします。

第五次環境基本計画の策定に当たりまして、これだけ幅広い課題のある環境問題、これからどこがポイントになるかなと考えた時に、ゼロカーボン条例を議員提案で検討していた2年前にもその項目が出たんですが、「自然と経済の共存」ということが大変なポイントになるだろうということで、経済成長と環境保護を両立させるっていうことが、かなり大きい問題、世界的な課題だと思います。

今、GXということで、グリーン転換フォーメーションということが言われていますが、環境と経済が調和していくためには技術革新と言いますか、企業の皆さんがCO₂排出削減に向けてのいろんな分野、森林組合もそうですが、いろんな技術の革新が非常に期待されるところで、ポイントの一つとしては産業界との協力、そこが大切だと思います。

	<p>ぜひその辺をしっかりとした的にして進めていっていただけたらということで、議会側もその辺を注目していると思いますのでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
梅崎会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>引き続き宮原委員お願ひします。</p>
宮原委員	<p>宮原です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>私は四つ考えさせていただきました。</p> <p>まず一つ目なんですけれども、私は長野県地球温暖化防止活動推進員という役割を担っております。</p> <p>そんな中で、これまでも長野県は脱炭素社会の構築に向けて、都道府県の中で真っ先に気候非常事態宣言を行ったり、CO₂削減の数値目標も画期的な数値を掲げるといふ、日本国内ではリーダー的な存在だと私は思っております。</p> <p>ですので、ぜひそういったリーダー的な視点に立って、先進的な取組とか、先進的な数値目標を掲げていただきたいなと思ひます。</p> <p>推進員としましても、高い目標のもとで活動するといふことは、非常に励みになりますし、私達も頑張らなきゃといふ気持ちで、活動をより一層しなければといふ気持ちにさせられました。</p> <p>二つ目です。</p> <p>他の委員さんたちもおっしゃっておられましたけれども、現在コロナ禍にありまして、政策に取り組んでいく上ではコロナ対応を考慮する必要があると思ひます。それからテレワークといったような「新しい生活様式」を、取り入れることも策定する上では、大切な視点になってくるのではないかなと思ひました。</p> <p>現実のところ、例えばコロナ対応に関しまして、換気がとても大事だと言われる中で、暖房時における換気については、今までほとんど取り上げられてこなかったように思ひます。こういった感染症対策にこんな方法があるといふような、具体的な視点も持って、コロナ対応そして新しい生活様式対応についても取り上げていただけたらなと思ひます。</p> <p>現実には、県の節電ポータルサイトにも具体的な方法が提示してございますが、そんなことを考えました。</p> <p>それから三つ目なんですけど、私は長野県の出身ではありませんので、この地に暮らすことは、本当に国立公園の中に暮らしてるのと一緒だなと、日々、夕陽の美しさとかに何十年暮らしてても綺麗なあとと思ひます。</p> <p>でも私の周りの知人・友人たちは、そんなことないよとか、あまり長野県が美しいといふことに自覚をお持ちでない方がいっぱい</p>

います。

こういう中で、私達は素晴らしい風景、それからたくさんの自然の恵みの中に生きていることを意識し、それらを守りながら活用していくという役割を私達県民が担っているんだという意識の啓発が必要だと思います。愛郷心を持って長野県の豊かな自然を活用したり、守っていく役割を持つてるところを盛り込んでいただけたらなと思っています。

四つ目、最後なんですけれども、素晴らしい意見がいっぱい出ていますが、皆が知恵を出し合って策定されるこの計画が、より多くの方に読んでいただけるように、わかりやすく親しみやすいものに作られることで、環境の指標となるだけでなく、移住者を増やすとか、観光客を増やすといったような施策の場面でも、この基本計画が説明資料として使われることもあるような、そんな親しみやすいものになればいいなと思っています。

例えば第四次計画の概要の「将来像」のところに、「再生可能エネルギー100%地域に向けた取組の推進」とありますが、こういう固い文言を読んでもよくわからないってなってしまうがちです。

例えばエプソンでは、製造業者としては初めて2021年4月1日全ての長野県拠点の使用電力を100%再生可能エネルギー化したという、画期的な文言を一言添えるだけで、「えー、100%再生可能エネルギー？」というように興味を持っていただけるようなもの親しみやすいものになるとよいなと思いました。

以上です。

梅崎会長

ありがとうございました。

引き続き畑特別委員よろしく申し上げます。

畑特別委員

中部森林管理局の畑でございます。よろしくお願いいたします。長野県は県土の約8割が森林ということで、我々が携わっております森林林業、木材産業、そして木材の利用という分野が、県の環境基本計画の中で、重要な分野であろうと認識しているところで

す。

私どもも概ね5年に1回、情勢の変化を踏まえて、全国の森林を対象とした森林林業基本計画というものを策定してございます。

昨年6月に新しい基本計画が策定されまして、2050年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現を目指すということになってございます。

この基本計画の中に、キーワードとともに具体的な政策がいろいろ記載されておりますので、事務局の皆様には一度お目通しいただけると、いろいろなヒントがあるのかなというふうに感じてございます。

一つだけご紹介いたしますと、カーボンニュートラルというのが大きな項目になってございます。

やはり排出をゼロにできない分野というものがございまして、二酸化炭素を吸収して固定できる森林というものが重要だと思いますし、炭素を固定して、そうした木材を建築物などとして利用することで炭素を長期間固定できる。第2の森林とも呼ばれたりしています。

また、省エネ資材である木材を利用することや、木質バイオマスとしてエネルギー利用をするということも排出削減に繋がるということで、大変いろいろ良い面があるかと思えます。

森林を伐って、使って、また植えて育てるというサイクルを回すことで、これらの効果が大きく、より大きく発揮されるということだと思います。

この中で特に関係者が多いのは、「使って」かと思われまして。木材の利用については、まず途上国などで懸念されているような違法に伐採されたものではない正しい木材が使われることが重要だということで、クリーンウッド法という法律の運用などを通じて、合法性確認ということをしつかりしながら、利用拡大を目指すということとしております。

最近新しい部材の開発で、木材を使った高層建築物が作られる例というものが出ています。

昨年6月には公共建築物だけでなく、民間の建築物まで対象を広げた木材利用促進法の改正がありまして、このようなムーブメントが広がって、都市・市街地でも正しい木材が使われた大きな第2の森林が作られていくことを期待しているところです。

こういった取組に、国・地方・国民の皆さんと一緒に取り組むことが必要ですので、この環境基本計画でも取り上げていただければというふうに感じております。

以上です。

梅崎会長

ありがとうございました。

続きまして今井特別委員代理をお願いします。

今井特別委員代理

中部地方整備局の今井でございます。

本日、企画部長の林の代理で出席をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず長野県におかれましては、非常に多岐にわたる環境政策の関係の取りまとめ、どうもお疲れ様でした。

これだけ多方面のものを資料にまとめるのは非常に大変なことだったと思います。その中ではしっかり達成できたものとか、想定より達成目標に届かなかったものなどが、あったかと思えますが、

なぜしっかり達成できたか、なぜ達成が甘かったかというところをしっかりと分析していただいて、次の計画の方に活かしていただくということをお願いしたいということでございます。

それから長野県で取り組まれている多方面の、多岐にわたる環境施策に比べれば、国土交通省と一緒にやれるようなものは非常に少ないと思いますが、一部国土交通省の取組についてご紹介をさせていただきたいと思います。

国土交通グリーンチャレンジについてでございますが、これは令和3年7月国土交通省におきまして、2050年のカーボンニュートラルや気候危機への対応ということで、グリーン社会の実現に貢献するため、我が国のCO₂排出量の約5割を占める運輸とか、家庭・業務部門の脱炭素化に向けた地球温暖化緩和策、気候変動適応策などに戦略的に取り組む国土交通省の環境分野でのグリーン技術を含めた政策プロジェクトについて、社会資本整備審議会、それから交通政策審議会の環境部会・技術会に設置されましたグリーン社会ワーキングにおける調査・審議の結果を踏まえ、国土交通グリーンチャレンジを取りまとめてございます。

こちらは国土交通省のホームページの方にも紹介されておりますので既にご存知かもしれませんが、簡単に紹介させていただきますと、国土・都市・地域空間におけるグリーン社会の実現に向けた分野横断、官民連携の取組推進をするものでございます。

基本的な取組方針の中に、分野横断とか、官民連携による統合的・複合的アプローチ、それから時間軸を踏まえた戦略的アプローチというものがございます。

また、横断的視点の中では、3つの横断的視点がございまして、その中には、地域との連携というものもございまして、地域との連携というものの中には、地域脱炭素ロードマップと連携し、面的空間での省エネ・再エネ活用等の取組推進等々ございます。

またご確認をいただければと思いますが、そういった中で、国土交通省の施策と連携しながら、進めていただけることもあると思いますので、是非うまくメニューを活用して連携しながら、長野県が掲げる目標を達成できるように、我々も連携させていただいて、取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

少し長くなりましたが以上でございます。

梅崎会長

ありがとうございました。
それでは堀内委員お願いします。

堀内特別委員

環境省の堀内でございます。
計画の方は事前に拝見いたしました。一口で環境問題とって

も、年を追うごとにだんだん対象とする分野が増えてきて大変だなと思うのですが、今回の計画もうまくまとめていらっしやっつて素晴らしいなというふうに思いました。

私も環境省に勤めておりますので、このような計画作りに携わることも結構多いのですが、実際に計画をどう現実へ、実現へ繋げていくかということは、いつも課題になっているところであります。

環境問題は幅広いので一概には言えないですが、私が思うには多くの分野で例えば1年間一生懸命頑張ればそこでおしまいという一過性のものではなく、ずっと続けていくことが重要かなと思っております。

そういう意味で、分野にもよりますが、特に自然環境などは、世代を超えて、取組を繋げていくということが重要ではないかと、考えます。

幅広いですから、いろんな立場の方がどう取り組んでいくのかというのが、次は課題になるかと思いますが、例えば我々一人一人がどうしていくを考えも、毎日一生懸命努力するというよりは、なるべくライフスタイルですとか、日常生活に落とし込んでいくことが非常に重要だと思います。それぞれ取り組んでいただく対象の方々にあった落とし込みというのを是非とも進めていただいて、取り組んでいただけたら大変ありがたいと思います。

梅崎会長

はい、ありがとうございました。

最後に私から少し意見を述べさせていただきます。

先ほど真関課長からも紹介がありました。長野県の総合計画審議会というところで、次期の5ヶ年計画が検討されています。

その中で意見を求められたことと少し重複しますが、それを紹介したいと思いますが、その前に、環境というのはいろんなものに付随する言葉で、今も堀内特別委員がおっしゃられたように幅広くて、多岐にわたる用語なんです。調べてみますと、いわゆる自然環境と、あまり聞きなれませんが人文環境というものもあるそうです。

いわゆる歴史、社会、経済、政治とかそういうものも一応「環境」と捉えられるそうです。

伊藤委員や打越委員が言われたように、動機づけとか、明るく楽しくってということは、教育や宮原委員もおっしゃられたライフサイクル、生活様式等にも関わってくると思いますので、この環境審議会がどこまでそれをカバーするのかということも第1回なので、問題提起としてお話しさせていただきましたが、やはり教育などはすごく大事かと思っています。

その中で、総合計画審議会でも望ましい未来として、四つの意見を

<p>梅崎会長</p>	<p>述べさせていただきました。それを紹介いたします。</p> <p>まず一つ目は、「ストレスフリーで誰もが想いのかなう社会」と書かせていただきました。</p> <p>次が、「文化、芸術、スポーツの身近な日常的な触れあい」ということです。</p> <p>3番目が「日本と世界に誇れる地域信州」ということ。</p> <p>4番目は、先ほどバイオマスとか森林の話も出ましたが、「里山・農林業の新展開による食糧・エネルギー需給の改善」という、この四つを意見とさせていただきました。</p> <p>これらのころは、少し本審議会の内容と異なるかもしれませんが、もう一度、細かいところから全体を見通して、様々なご意見をいただければと思いましたので、ご紹介させていただきました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは1回目ということで全ての委員の皆様から発言いただきました。</p> <p>何かこれだけは言っておきたいというようなご意見ありましたら伺いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>詳細なご意見等はあるかと思いますが、本件につきましては、来年1月の答申に向けて引き続き本審議会において活発な議論をお願いしたいと思います。</p> <p>次回は7月の審議会において審議したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>何かご意見等ありましたら、また1週間を目途に事務局の方へ提出いただいても結構です。</p> <p>それでは本件につきましてはそのように決定いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に審議事項イの「改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準について」でございます。</p> <p>本件は、昨年12月に諮問され、1月に中間報告のあったものです。意見や国の検討内容を踏まえた検討の進捗状況を報告いただくものです。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いします。</p>

柳原ゼロカーボン推進室長

ゼロカーボン推進室の室長の柳原です。それではよろしくお願ひします。

それでは資料2になりますが、改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準につきまして、事務局で取りまとめた県基準案を中間報告として説明させていただきます。

まず、1ページでございますが、前回資料の再掲になります。制度概要等の説明資料でございます。

本審議会で議論いただきたい部分は、右側に記載の県基準の構成（案）の部分でございます。

国のマニュアル等では県が策定すべき基準の部分は、赤枠で囲った②、③の部分でございます。しかしながら、本県は①、④の部分を追加し、基準案としたいと考えております。詳細は後ほどご説明いたします。

次に2ページをお願いいたします。上段の枠内の2つの記述をご覧願ひしたいと思います。

まず1つ目ですが、本来は再エネの種別ごとに基準を作ることとなりますが、諸々の事情により、まずは太陽光発電分を先行して基準を作ることとしたいと思っております。

他の種別も、令和4年度中を目途に追って県基準を策定していく予定でございます。

2つ目でございますが、国の省令案に基づくと、本来的には、例えば太陽光発電の規模に応じて基準を分けて策定することも可能でございますが、特に野立ての太陽光発電につきましては、小規模な施設であっても地域との調和を図るという観点では、配慮が必要な事項もありますので、規模の差を考慮せず、同様の基準とすることといたしました。

ただし、屋根ソーラー等については、この限りではないとしております。

次に3ページをお願いいたします。県基準の構成案、①基本的な考え方の部分でございます。ポイント4点にまとめました。

まず1点目でございます。本県の地域特性を踏まえた安心・安全な再エネの推進を掲げてございます。

促進区域内で行われる再エネ事業が、災害を誘発し、地域の安心・安全を脅すことがあってはならないということ。災害の恐れがある地域での再エネ事業は促進しない、という点を考慮しております。

具体的な区域設定や配慮事項への対応といたしましては、砂防指定地など災害の恐れがある区域につきましては、一律に促進区域から除外することとしております。

2点目でございますが、本県を特長づける多様な自然的社会的機能を持つ森林の役割を重視した再エネの推進を掲げております。

森林が持つ吸収源などの多様な役割を重視し、森林伐採等を伴う太陽光発電について促進しない、という点を考慮しております。

具体的な対応といたしまして、地域森林計画対象森林を「促進区域から除外する区域」に位置付け、森林伐採を伴う太陽光発電事業につきましては、促進しないことといたしました。

3点目でございます。本県の重要な産業である農業を支える農地の役割を考慮した再エネの推進を掲げております。

優良な農地は、本来の役割であります農地としての活用を推進すること。再生困難な荒廃農地については、周囲の営農や景観への影響を十分に配慮した上で再エネを推進する、という点を考慮しております。

具体的な対応といたしましては、生産性の高い優良な農地は「促進区域から除外する区域」に位置付け、再生困難な荒廃農地の一部は環境配慮の上で再エネ推進に活用する、つまりはメリハリをつけて取り組んでいきたいと考えております。

4点目でございます。本県の自然豊かな景観・眺望と調和した再エネの推進を掲げております。本県は自然豊かな環境、重要な文化財などを多く持ち、豊かな景観・眺望を有しております。

再エネの推進に当たっては、これら自然・文化財が生み出す景観・眺望との調和が重要、という点を考慮しています。

具体的な対応といたしまして、景観への影響が懸念される場合には、敷地境界からの5mの離隔及び植栽等の実施を「環境配慮の事項」に位置付けることといたしました。

次に、4ページ目でございます。県基準の構成（案）②「環境配慮の区域」になります。

「促進区域から除外する区域」と「配慮が必要な区域」を設定するものでございます。「促進区域から除外する区域」は、市町村が促進区域として設定できないものとして、環境省令で定めるものに加え、水源・防災などの観点で、資料に記載の法令、条例、行政通知等に基づく区域を規定しております。

特に赤字の部分は、環境省令では「配慮が必要な区域」とされていたものを、県基準では「促進区域から除外する区域」に引き上げて設定しております。

「配慮が必要な区域」は、市町村が促進区域に設定できませんが、

県基準等で定めた「環境配慮の考え方」を市町村の実行計画上で「環境保全のための取組」と位置付け、事業者に取り組みを求めなければならない区域のことです。

配慮の内容に関しても、促進区域設定に際し配慮が必要なものと、事業実施に際し配慮が必要なものを規定しております。

次に5ページ目でございます。県基準の構成案③「配慮が必要な事項」に該当する部分でございます。

「事業実施における共通配慮事項」と「その他、配慮すべき事項」を設定するものでございます。

「事業実施における共通配慮事項」は、定量的な記載の部分に加え、これまでの県内での支障事例等を参考に、促進区域内で行われる事業に求める基準を明確化したものでございます。

斜度30度以上の斜面は事業区域に含めないようにすることや、環境への影響が懸念される場合の境界からの一定の離隔等の配慮事項を記載しております。

「その他、配慮すべき事項」は定性的に記載をしております。環境省令で定められた区分に沿って、適正な配慮のための考え方を整理しております。

6ページ目をお願いいたします。県基準の構成案④「地域脱炭素化促進事業の例示」に該当する部分でございます。

市町村が実行計画において「環境保全のための取組」を定めた上で、積極的に推進すべき区域を建物屋根、地上設置、その他の区分ごとに例示しております。

7ページ目にはその続きとして、市町村が促進区域内の事業において、実行計画上、「地域の経済及び社会の持続的発展に関する取組」に位置付け、積極的に推進していく事項を例示しております。

ご覧のとおり「地域・近隣住民との合意形成の努力」から「地元資本の事業者との連携」まで各事項を例示しております。

本日、お示した県基準案は太陽光発電分を先行して策定しておりますが、前回の審議会でもいただいた委員各位のご意見を可能な限り反映しております。

梅崎会長からは「特に森林の多面的機能を十分認識した制度設計」という意見をいただきました。

また、打越委員からは「促進すべき区域としての耕作放棄地の取り扱い」、他に小林委員から「災害の二次被害の抑制」でありますとか、宮原委員から「過去の支障事例を参考とした制度設計」といった意見をいただいております。

	<p>基本的な考え方の部分など基準案に反映させていただいたところでございます。</p> <p>最後に8ページをお願いします。今後のスケジュール案でございます。内容は記載のとおりでございます。</p> <p>カーボンニュートラルの実現に向けまして、再エネの拡大と環境との調和は非常に難しい課題でございます。</p> <p>しかしながら、解決策を見出しながら前に進めなくてはならない課題だと考えております。</p> <p>本日の審議会でのご意見、本制度の主体となる市町村からの意見聴取、またパブリックコメント等を経て、来年度当初の本審議会で答申案を審議いただくよう準備を進めてまいります。</p> <p>説明は以上になります。よろしくお願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら発言をお願いします。</p> <p>打越委員どうぞ。</p>
打越委員	<p>ありがとうございます。今も引用していただきましたけれども荒廃農地を促進事業として例示することは、農業の観点、食料確保の観点から悩ましい点だと発言させていただいたところです。</p> <p>それを踏まえて、再生利用困難なという言葉を入れてくださったり、あるいはそもそも農地は農地として活用するといった柱を入れていただいたことは、私はすごく良いことだと思っています。</p> <p>あの時に、食糧確保、安全保障が重要な課題になると発言したのですが、こんなに早くその問題が切迫してくると思いませんでしたので、今後も状況をみながら柔軟に判断していただきたい、そして荒廃農地はメガソーラーにしてしまえば、少しお金になるという安易な発想が広がらないように、農政部とも積極的に連携していただきたいと思います。以上です。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今の打越委員の発言に関連しまして、再生利用ということをご意見いただけましたが、事業を廃止した場合の後の処分だとか、そのあたりは配慮事項に入れられてないのでしょうか。</p>
柳原ゼロカーボン推進	<p>事業終了後の取り扱いについても、促進区域内で事業を実施する場合には、あらかじめ廃棄の計画を定める点も考慮していき</p>

室長	いと考えております。
梅崎会長	今のこの資料には入ってますでしょうか。
柳原ゼロカーボン推進室長	今回の資料の中には入っていないかもしれないが、そういう方向で出していく予定であります。
梅崎会長	ありがとうございました。よろしく申し上げます。 他にご質問等ございますか。
畑特別委員	4ページの資料に、国基準、環境省令で定める基準が案となっておりますが、実は、林野庁の方にも環境省令がどのようになっているのか聞いてみたのですが、今、環境省令について関係省庁と協議をしている最中だという話でございまして、県の方で保安林について「促進区域から除外する区域」として指定していただいておりますが、そうした場合に国有林というのも自動的に、ほぼ保安林ですので除外する区域に該当することになるが、国の土地をどのように扱うのか、国の基準で定めるのか、それとも県の方で定めるのか、まだいろいろと整理が出来ていないと聞いておりまして、我々としてはその整理が出来てからそれを踏まえて、必要であればご意見させていただきたいと考えてございます。 その点、よろしくお願ひしたいという主旨でございます。
梅崎会長	ありがとうございました。 今のご意見について、幹事、事務局よろしいでしょうか。
柳原ゼロカーボン推進室長	県の基準を策定する段階で、環境省の担当の皆さんとも意見交換をさせていただいて、経過も含めてお聞きをしておりますので、そういうところと合わせながら作っていきたいと思います。 また、先ほどの会長からの廃棄の関係でございまして、資料の5ページの最終段のところに、配慮事項として「事業終了後の設備の放置や不法投棄を防ぐために適切な撤去・処分について計画すること」と記載がございましたので、先ほどの発言は訂正させていただきたいと思います。
梅崎会長	わかりました。ありがとうございます。 他にご意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。
梅崎会長	他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

<p>梅崎会長</p>	<p>本件につきましては、ただ今委員の皆さまから出されたご意見や、今後行われるパブリックコメント等を踏まえ、5月の審議会で最終的な答申案を審議することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということで、本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>長時間の審議となりましたので、ここで15分間、休憩をとりたいと思います。</p> <p>(休憩)</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>審議を再開いたします。</p> <p>次は審議事項ウの「第8期諏訪湖水質保全計画策定について」でございます。</p> <p>本件は、諏訪湖水質保全計画を策定するに当たり、水質汚濁防止法第21条の規定により、当審議会に意見を聴かれているものです。それでは、幹事から説明をお願いします。</p>
<p>仙波水大気 環境課長</p>	<p>水大気環境課長の仙波でございます。</p> <p>資料3-1「第8期諏訪湖水質保全計画の策定について」をお願いいたします。</p> <p>諏訪湖は県内最大の湖であり、諏訪地域はもとより長野県のシンボルとなっています。流域内に八ヶ岳中信高原国定公園をはじめとする自然環境に恵まれた地域を抱え、本県の文化・観光資源として重要な役割を果たすとともに、諏訪地方の歴史・文化を育み、人々の生活を支えてまいりました。</p> <p>しかし、昭和40年代には、社会・経済活動の発展や人口の増加に伴い、水質汚濁の進行や富栄養化によるアオコの異常発生など様々な環境上の支障が生じてまいりました。</p> <p>このため、「1 趣旨」に記載のとおり、昭和61年に諏訪湖が湖沼水質保全特別措置法、いわゆる湖沼法の指定湖沼に指定され、昭和62年度以降7期35年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、下水道の整備、工場・事業場の排水規制、農地からの汚濁負荷量の削減などの各種施策を行ってきたところでございます。</p> <p>また、諏訪湖に関する各種計画を一体的にとりまとめ、官民が連携し地域が一体となって諏訪湖を創生するための拠りどころとな</p>

る「諏訪湖創生ビジョン」が平成30年3月に策定されましたが、第7期水質保全計画における水質保全の目標値や具体的な施策などが、ビジョンに位置づけられたところです。

「3 諏訪湖を取り巻く状況、課題」に記載のとおり、これまでの取組の結果、近年は全リンが環境基準を下回り、透明度が向上するなど水質は改善傾向にあります。COD（化学的酸素要求量）と全窒素については、未だ環境基準の達成には至っておりません。また、ヒシの大量繁茂、貧酸素による底生生物への影響、平成28年にはワカサギ等の大量死が発生するなど生態系に関する課題が生じております。

こうした諏訪湖の現況につきまして、資料3-2にまとめておりますので、ご覧ください。

まず、水質の状況ですが、下水道の普及などにより中長期的には改善傾向がございます。環境基準項目であるCOD、全窒素、全リンの経年変化について、資料3-3をご覧ください。上段のCODについては、環境基準である3mg/Lと比較すると高い状況が続いております。中段の全窒素につきましては、環境基準である0.6mg/Lの達成には至っていないものの、第7期計画の目標値である0.65mg/Lを下回る年があるなど改善がみられております。下段の全リンについては、環境基準0.05mg/Lを達成する状況が続いております。

資料3-2に戻っていただき、中ほどグラフに、湖心の溶存酸素の濃度を示したグラフがございます。黒丸が上層、白い四角が下層の溶存酸素濃度ですが、毎年夏場を中心に、下層の溶存酸素濃度が3mg/L以下となる、貧酸素状態がみられています。これは夏場の上層と下層の水温の差が大きくなると、上層と下層の水が混ざりにくくなり、下層で有機物の分解等で消費される酸素量が、上層からの酸素供給量を上回るために徐々に酸素不足になって貧酸素状態に至るものでございます。諏訪湖の湖心では水質汚濁が進む昭和40年代以前からこうした現象が観測されております。

また、近年、水深が浅い沿岸域においても、ヒシが過密に繁茂している場所で、湖水の流動が妨げられることによる貧酸素状態が確認されています。

次ページの生態系でございますが、水質は改善されてきているものの、グラフで示しておりますとおり、漁獲量の回復が見込めておらず、また貝類は漁獲量がゼロという状況になっております。このため、「シジミが採れる諏訪湖」を目指し、平成27年度から建設事務所で覆砂場所の造成を進めておりますが、覆砂場所において淡水シジミの稚貝が確認されており、生息環境を整えばシジミ

が生息できるということがわかってきました。

ヒシについては、水質が改善されアオコが激減する中で平成 12 年頃からヒシが大量に繁茂する状況となりました。平成 21 年をピークに減少傾向にはありますが、最近はやや横ばいで推移しており、令和 2 年度の繁茂面積は 165ha、湖面積の 12%となっております。ヒシにつきましては記載のとおり、マイナスの面、プラスの面がございますが、水質浄化のための水草刈取船による刈取り、あるいは官民共同による手作業でのヒシの抜き取りなどを行っております。

水辺の活用については、諏訪湖の湖畔を治水、利水、自然環境など 8 つのゾーンに区分けして目的に応じた環境整備が行われており、サイクリングロードの整備などが進められています。

また、水浴場の水質判定基準に照らしますと、諏訪湖は水浴可能な水質ではございますが、現在、水浴場としての利用は行われておりません。

次に、資料 3-4 をお願いします。先ほど申し上げた貧酸素問題に関して、平成 28 年 3 月に底層溶存酸素量に係る環境基準が追加されたところです。表に記載のとおり、その水域に生息する生物の貧酸素に対する耐性に応じて、生物 1 から生物 3 まで 3 つの類型が定められています。底層溶存酸素量が大きいほど望ましい状態ですので、生物 1 が最も厳しい基準、生物 3 が最も緩い基準となります。

3 に記載のとおり、琵琶湖と東京湾においては、昨年 12 月に国が類型指定を行いました。図の緑色が生物 1 を、黄色が生物 2 を、赤い部分が生物 3 を当てはめた水域となりますが、第 8 次計画において、諏訪湖のどのエリアにどの類型を当てはめるか、生物の生息状況等を勘案して決定したいと考えております。

資料 3-1 の 2 ページにお戻りください。諏訪湖の水質保全対策を官民の連携により総合的かつ計画的に実施し、生態系の保全を含めた水質保全施策を一層推進するため、令和 4 年度を初年度とする「第 8 期諏訪湖水質保全計画」を策定してまいります。

計画策定のスケジュールは (2) に記載のとおりですが、計画期間内の水質予測や具体的な水質保全対策など幅広く検討する必要があるため、学識経験者や地元関係者などから成る専門委員会を設置し、本審議会に中間報告等を行いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、来年度は「諏訪湖創生ビジョン」の改定も予定されているところであり、第 8 期計画で定める水質保全施策をビジョンに位

	<p>置付けるため、地域での懇談会やパブリックコメントなど諏訪湖創生ビジョン推進会議との連携を図りながら、検討を進めてまいります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
今井特別委員代理	<p>資料3-1の2ページ目の計画策定のスケジュールのところ、河川管理者への協議という記載がございますが、河川管理者というのは、対象はどなたになるのか教えていただきたいと思えます。</p>
仙波水大気環境課長	<p>諏訪湖は天竜川水系になりますので、国土交通大臣に協議する形となります。具体的な協議先としましては、中部地方整備局になると思われま。</p>
今井特別委員代理	<p>そうすると、天竜川上流河川事務所に直接か、天竜川河川事務所経由の中部地方整備局への協議ということでしょうか。</p>
仙波水大気環境課長	<p>はい。そのとおりでございます。</p>
今井委員	<p>もう一点よろしいでしょうか。</p> <p>諏訪湖の水質の関係がどのように天竜川への水質に関係するかについて、整理されているのでしょうか。天竜川への影響というものをどのように考えているかお聞きします。</p>
仙波水大気環境課長	<p>諏訪湖は天竜川の源流という位置づけになりますが、天竜川はそういった意味で非常に珍しい川でして、上流が一番水質の基準が緩くて、下流になるとだんだん基準が厳しく綺麗になっていくという特徴があります。今回、諏訪湖の流入河川から流出河川に至るまでシミュレーションなども実施するのですが、釜口水門から放流される汚濁負荷量も評価してまいります。直接、天竜川の水質を予測することは行いませんけれども、汚濁負荷の収支の中で釜口水門からどれくらいの負荷が出ていくかというようなことは検討してまいります。</p>
今井委員	<p>そういったことが河川管理者への協議対象になるという判断でよろしいですか。</p>

仙波水大気 環境課長	そういった部分も含めまして、計画の内容について協議させていただきます。
今井委員	分かりました。ありがとうございます。
梅崎会長	続きまして宮下委員どうぞ。
宮下委員	<p>諏訪湖の水質については県の努力もありましてだいぶ改善されてきて、地元の諏訪としては大変ありがたいと思っています。</p> <p>第8期の計画策定に際しては、来年度改定される諏訪湖創生ビジョンとも密接に関係してくると思いますし、生態系のところが非常に気になるところです。最近漁業協同組合の方から漁獲量が激減して非常に大変な状況になっているということで、これはカワウ等の鳥類の被害等もありますので水質だけには限らないと思いますが、シジミの養殖等の実験をしていただきまして、生態系についてはヒシ対策とか浚渫対策など非常に重要なポイントとなるのですけれども、その辺についての所見はいかがでしょうか。</p>
仙波水大気 環境課長	<p>ご質問のとおり、生態系の部分の調査研究というのが非常に重要なところだと思っております。諏訪湖の水質と生態系は切り離せない部分でございますので、ビジョンの検討の中でも、第8期の計画の方でも地域のご意見など幅広くお聞きしながら、策定を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、最初の議題でも少し話がありましたが、令和6年に諏訪湖環境研究センター（仮称）の開設が予定されているところでございます。そういった中でも生態系に関する調査研究に重点を置いて進めてまいりたいと考えております。</p>
宮下委員	ありがとうございます。地元としても大変注目しているところでございますので、是非よろしく願いいたします。
梅崎会長	関連して、漁獲量ですとか、そういう生態系の経時的なグラフがあると分かりやすいような気がするのですが、水質基準以外にそういうデータはあるのでしょうか。
仙波水大気 環境課長	今回の資料3-2のところ、漁獲量の推移、諏訪湖漁協が市場で取り扱っている漁獲量をグラフとして示しており、データとしても承知しております。また、ヒシの繁茂についてグ

	<p>ラフで示しておりますけれども、これは水産試験場諏訪支場の方で、毎年度調査をしているものをまとめたものです。この他にも生態系の細かいデータで、ここに載せていないデータもございますので、そういったものも含めて、分かりやすくお示ししていくというようなことを検討させていただきたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>先ほど、水質と生態系は複雑に関連しているということでしたけれども、できれば同じ様なスケールで並べていただくと、もう少し要因が分かるのではないかと思いましたので、その辺もご検討ください。</p>
仙波水大気環境課長	<p>はい。分かりました。</p>
梅崎会長	<p>続きまして、打越委員どうぞ。</p>
打越委員	<p>質問が2つあります。 まず1つは、底生生物とは具体的にどのようなものがイメージされているのか教えていただきたい。先ほど宮下委員からシジミの話がありましたけれども、例えばワカサギとかも、卵を産みつける場所はどこなのだろうとかそういうことも考えたので、底の方で大事になってくる生物というのがどのようなものをイメージしているのか教えていただきたいというのが1点目です。 2点目は、資料3-4の底層溶存酸素量の類型指定というところで、琵琶湖と東京湾が指定されたというところの図で、底の方の溶存酸素量ですので、深いところにいけば酸素が少ないとか深さも関係するのかなということで、琵琶湖の方は深さに比例したような図なのですが、東京湾の方を見ますとやっぱり流入してくる汚い水とか、あるいは海からの流れの具合とかそういうのにも関わってくるのかと思います。諏訪湖で底層溶存酸素量を考えるときに、水の深さとか流入とかどういうことを基準にこの類型を整理していこうと思っているのかということをお聞きしたいというのが2点目です。以上です。</p>
仙波水大気環境課長	<p>まず1点目の底生生物としてどのようなものを想定しているかというご質問ですけれども、委員のご質問にありましたようなシジミなどの貝類、それから魚類の中でも繁殖、あるいはその生活の中で底の方で生息しているようなものも含め</p>

	<p>て、諏訪湖の中で重要な生物を選定しまして、その生物がどれぐらい底層に依存しているかなどを検討しながら、底層溶存酸素量の基準を検討していく形です。ですので、泥の中に棲んでいるというだけではなくて、底層を利用して生活している、そうした生物を含めた幅広い考えです。</p> <p>2番目の類型指定の色分けですけれども、委員がおっしゃるように深さを基本に色分けがなされています。例えば琵琶湖の赤い緩い基準のところが一番深く、黄色のところが少し浅くなっていて、沿岸部の緑色のところが一番浅いところというような形になります。</p> <p>諏訪湖につきましても、深さで色分けしていくというのを基本に考えておりますけれども、先ほどの説明でも少し触れましたが、湖心に近いところは水深6mあります。そういうところなど、自然現象としての貧酸素が起こりやすい場所の指定をどうするかというようなところも含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。</p>
打越委員	<p>深さだけではなくて、やはり周りからの流入とかも影響があるのかなと、東京湾の図は深さだけではないと思うのでそのあたりも考慮して類型化していくということによろしいでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>先ほどもご説明がありましたけれども、諏訪湖の場合は季節変動が大きいので、その辺をどの様に表していくかということも考えていかないといけないかなと思います。</p>
仙波水大気環境課長	<p>分かりました。</p>
梅崎会長	<p>他にはよろしいでしょうか。では私から。水質の改善・浄化とか漁獲量の拡大のための具体的な施策は何か考えているのでしょうか。</p>
仙波水大気環境課長	<p>資料3-2で説明は省略しましたが、下段に第7期計画で位置づけている浄化対策を載せており、基本的にはこれらの施策を継続していくということが中心になるかと思います。ただし、今回、昨年から2年かけまして、精度の高いシミュレーションモデルを構築したところでございまして、こういった施策を行うことによってどれぐらい水質が浄化されるかというのが、シミュレーションの結果として明確に出せるようになっております。幅広い施策の検討が可能になってくると</p>

梅崎会長	<p>思いますので、流入河川の対策も含めまして幅広く検討していきたいと考えております。</p> <p>特にヒシについては、最近高止まりといった形にもなっておりますので、ヒシをどれぐらい刈り取るのが一番いいのかなど、生態系の面での検討もしたいと考えております。</p> <p>ありがとうございました。他にご意見等ございますでしょうか。</p> <p>他に発言がないようですので、この案件の取扱いについてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、さらに専門的に検討していく必要があると思われまますので、専門委員会の調査検討を行っていただき検討結果を本審議会にご報告いただいた上で再度審議いただくことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>発言希望がありますか。太田委員どうぞ。</p>
太田委員	<p>現在、水質的に水浴可であるけれども泳がないという理由は何でしょうか。泳げない、泳がない、泳げる状況ではないということでしょうか。</p>
仙波水大気環境課長	<p>「泳ぎたくなる諏訪湖」ということを目指しているのですが、水質的には先ほど申し上げたように、水浴場の基準は満たしています。泳ぎたくなる諏訪湖にはなっていないのは、一つにはヒシが繁茂しているとか、臭いがするとか水質以外の面があります。それから実際に諏訪湖に降りていくことを考えた場合に、入りやすい場所、例えば砂浜のようになっていようなところがあれば一番望ましいのですが、そういった湖へのアプローチの問題もありまして、湖辺面の環境整備というところも併せて検討が必要と考えております。</p>
太田委員	<p>ありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>他にご意見ご質問はよろしいですか。</p> <p>それでは、先ほど申しましたけども、再度審議いただくということでいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(意見なし)</p>
梅崎会長	<p>本件につきましてはそのように決定します。</p> <p>次に、審議事項エの「長野県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について」でございます。</p>

<p>上原委員長</p>	<p>1月の第4回審議会での中間報告後、パブリックコメントの実施、鳥獣専門委員会での議論を経て、答申案が示されているものです。</p> <p>本日は鳥獣専門委員会の上原委員長に出席いただいておりますので、まず、委員長からご説明いただき、その後、幹事から説明いただくこととしたいと思っております。それでは、お願いします。</p> <p>鳥獣専門委員会委員長を務めさせていただいております、上原貴夫でございます。</p> <p>本審議会から付託をいただきました長野県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定についてですが、検討経過を報告させていただきます。</p> <p>資料4-1をお願いします。これまでの検討経過を記載してございます。</p> <p>昨年9月の審議会への諮問から今回の審議会までの間に、鳥獣専門委員会を2回開催しています。素案について各分野の専門の立場から検討を行いました。</p> <p>本日提出されている計画案につきましては、環境審議会、鳥獣専門委員会の意見が反映されているほか、資料4-3として添付している県民からの意見等について、必要に応じて取り入れた内容となっているものと判断するところでございます。</p> <p>計画案に係る具体的な事項は、この後説明する鳥獣対策・ジビエ振興室長にお任せしますが、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進のために、収集すべき情報の規格化を進め、鳥獣関係統計等の既存情報の活用などに取り組みまして、捕獲調査の報告についても見直しを図るなど、前向きな懸命な取り組みをさせていただいております。ご理解をいただけたらとても幸いです。</p> <p>第二種特定鳥獣管理計画につきましては、数値による評価が可能な管理目標、こういったものを設定し、定期的な管理目標の進捗状況等の調査を行っていく、こういうことで取り組みの検証状況に応じた施策の展開、これが可能になっているのではないかと期待しているのであります。</p> <p>私の方からは簡単ではございますが、長野県の第13次鳥獣保護管理事業計画案につきまして、本委員会としては妥当なものとして、本日提出させていただいております。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>引き続き、幹事から説明をお願いします。</p>

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

林務部鳥獣対策ジビエ振興室長の清水靖久でございます。
長野県第13次鳥獣保護管理事業計画につきまして、ご説明いたします。

私からは資料4-2の計画(案)本文について説明させていただきます。

なお、中間報告の際にご提出した計画書案と変更のあった項目を中心に説明いたします。

本文の15ページをご覧ください。

(3) わなの使用にあたっての許可基準のうち、とらばさみを使用した方法の許可申請についての記載でございます。

本審議会での中間報告の際にいただいたご意見等を踏まえ、国の基本的な指針より一歩踏み込んだ内容とし、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定し、許可するとしていましたが、とらばさみを使用した方法の許可申請については、原則許可しないことといたしました。

次に27ページをご覧ください。

イ ツキノワグマの捕獲等の権限の一部移譲についての記載でございます。

こちらは後ほどご説明させていただく第二種特定鳥獣管理計画(第5期ツキノワグマ保護管理)と合わせた記載といたしました。

次に28ページをご覧ください。

4 錯誤捕獲への対応についての記載でございます。

鳥獣専門委員会での検討を踏まえ、錯誤捕獲については、その実態把握に必要な情報の項目を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に際しての錯誤捕獲の実態、鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等の報告を求めることといたしました。

次に44ページをご覧ください。

5 捕獲個体の活用や処分についての記載でございます。

捕獲個体の殺処分について、本審議会での中間報告の際にいただいたご意見等を踏まえ、より具体的な記載とし、動物の命について尊重する考え方のもと、できる限り苦痛を与えない、社会的に容認されている人道的な方法により殺処分を行うよう指導する旨、明記いたしました。

また、適切な殺処分を実施するためには、十分な知識や技術の習得が必要となり、事前準備と十分な検討を行うとともに、従事者の安全性の確保や心理的な負担等の軽減のため、より苦痛の少ない殺処分方法について情報収集に努める旨、追記

いたしました。計画案の本文の説明は以上となります。

続いて資料4-3をご覧ください。

パブリックコメントにつきましては、1月31日から3月1日までの間で実施し、意見をいただきました。

いただいた意見の内容としては、太陽光発電施設の設置に係る自然環境への影響について、捕獲許可証や従事者証への記載内容や要件について、放射能の影響による出荷制限について、傷病鳥獣救護への対応について、等でございます。

それぞれについて、県の考え方について記載させていただき、回答としたいと考えております。

説明は以上でございます。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等がございましたらご発言願います。打越委員どうぞ。

打越委員

保護管理事業計画の策定準備お疲れ様でした。

最初に資料4-3の県民の皆様からの意見というところを拝読して、ちょっと驚いたというか、パブリックコメントを見ますと、野生動物の本来の生息の尊重であるとか、あるいはわなに引っかけ苦んでいるのが本当に見るのがつらいという、動物への配慮の意見が結構多いことに驚きました。昔であれば野生動物が悪さをする、野生動物は駆除して当然とか被害が出て困っているという声の方が圧倒的に強かったと思うんですけども、野生動物がかわいそうという意見が言いづらかったのが、それがごく自然に吐露することができる雰囲気が出てきているのかなというところがすごく大きな価値観の変化かもしれません。昔ながらの方々の世代の人数が減ってきて、若い人たちの環境教育というのが出てきているのかなと思いますので、県民の意思というのは大切にしていってほしいとは思っていますね。

ただ、何でも保護すればいいかという決してそうではないのが野生動物の世界でありまして、人間への被害が出ているのか、農業被害が出ているかどうかとは別に生態系のバランスを考えて、例えば外来種などはやっぱりかわいそうだけど、駆除しなきゃいけないという問題があると思うんですよ。

だから、被害がという一辺倒だったものが、そうは言っても動物がかわいそうとか、バランスをとるという県民の意見が出しやすくなってきたならば、殺処分が必要だけれども苦痛に配慮するということが大事になってくると思います。

そういった点で資料4-2ですね、とらばさみについては原則許可しないという思い切った提言を私はとても評価したいです。勇気のある表現だと思いますし、また錯誤捕獲を今までだったら

なんとなくそのまま見過ごしてきたものをやっぱり見過ごしちゃいけない、状況報告を求めるというのが、計画案に入ったのはとてもいいことだと思います。また殺処分する際に、人道的配慮あるいは社会的に容認される手法で、そのために、殺処分方法の技術の訓練であるとか、研修であるとか、そういったものを書き込んだというのは、本当に長野県の鳥獣保護管理事業計画として素晴らしいと思いますので、何も異存なしという気持ちで認めたいと思っています。

最初の原案で出てきたときにはちょっと家畜を大切にするような、例えばカタカナのアニマルウェルフェアという言葉も入っていましたし、なんだかペットの犬猫を大事にするかのような優しさにあふれすぎるような文章だったとは思いますが、最終案は、バランスのとれた文章になったと思います。胸を張って長野県の計画として誇っていただきたいと思いました。以上です。

梅崎会長

福江委員お願いします。

福江委員

ご説明ありがとうございました。

ご説明いただいた中で、27ページのツキノワグマの捕獲等の権限の一部移譲について、地域区分に応じた管理方針を定めるところが、今回の第5期のクマの特定計画になってくるわけですが、ここの中に文言として第5期ツキノワグマ特定計画に準ずるとか、そういうような文言が入るのかお尋ねしたいです。

あと錯誤捕獲への対応の部分がやはり打越委員もおっしゃられたように充実してきているなというところは思いました。

追加でお願いしたいと思うのは、錯誤捕獲の実態の報告を求めるときですが、鳥獣種、数、捕獲日と書いてありますが、ここに1点加えていただきたいのが、いつわなを仕掛けたかということです。といいますのも鳥獣保護管理法では1日1回以上わなを見回りしなければいけないとなっていますが、実態はそうでないこともあります。いつわなをかけて、いつわなを見に行っただか分かるような報告にしていきたい。ただ、この報告が信頼できるものなのかどうかは管理する側、有害鳥獣捕獲の許可を出している側が信頼できるものなのか管理しなければいけないのではないかと思います。

もう1点、45ページに鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項というものがあります。ここでは地域振興局ごとに鳥獣対策専門員を配置し、という文言が書いてあるんですが、これは今まで野生鳥獣被害対策チームというのが各地域振興局にいくつかの部署を横断的に作られていた対策チームがありますけれども、それ

	<p>を想定しているのか、この後のクマの特定計画とも関わってくるかと思いますが、この野生鳥獣被害対策チームが10年ぐらい前に発足しましたが、今現状として研修が行われていなかったり、経験者が減ってきている実情が出てきています。なので、ここはやはり強化していく必要があると思いますので、この設置計画の中でうち専門的知見を有する職員というのが書かれておりませんが、ここをやはり充実させていく必要があると思います。以上です。</p>
梅崎会長	<p>何かご説明ありますか。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>いただきましたクマの計画と整合させることについては対応したいと思います。</p> <p>あと錯誤捕獲につきましては、おっしゃるとおり、設置期間ということが非常に重要な要素なので、この仕組みを現地に落とし込むときにしっかりと取り入れていきたいと思います。</p> <p>それから研修の関係につきましては、つい最近ですが、市町村とチームを対象に獣種ごとに充実した研修を行いましたけれども、後ほどクマの計画の説明のときにも触れますが、専門家の存在、またその地域に落とし込む方法ということが大事になってまいりますので、そういった点も含めて調整したいと思います。以上です</p>
梅崎会長	<p>よろしいですか。</p>
福江委員	<p>野生鳥獣被害対策チームということが入っていないのですが、書かれている文言の実施体制の中で、どこに相当するものでしょうか。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>この中に、チームのことについては抜け落ちてしまっていると思います。支援チームの位置付けについて修正を加えさせていただければと思います。</p>
梅崎会長	<p>よろしく願いいたします。他にご意見等ございますか。</p> <p>他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。</p> <p>委員の皆さまからご意見をいただきました中で、幹事の方で反映できる部分は修正していただき、字句等につきましては会長に一任という形で答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

<p>梅崎会長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>それでは本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>次に、審議事項オの「第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）の策定について」でございます。</p> <p>11月の第3回審議会での中間報告後、パブリックコメントの実施、「特定鳥獣保護管理検討委員会」での議論を経て、答申案が示されているものであります。</p> <p>まずは、特定鳥獣保護管理検討委員会の上原座長からご説明いただき、その後、幹事から説明いただくこととしたいと思っております。それでは、お願いいたします。</p>
<p>上原座長</p>	<p>特定鳥獣保護管理検討委員会座長の上原貴夫でございます。</p> <p>本審議会から付託を受けておりました、第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）の策定について、検討経過を報告いたします。</p> <p>資料5-1をお願いします。これまでの検討経過を記載しております。</p> <p>昨年6月の審議会への諮問から今回の審議会までの間に、特定鳥獣保護管理検討委員会を昨年11月と今年3月の2回、専門的な検討を行うツキノワグマ専門部会を5回、計7回開催してきたところでございます。</p> <p>各会議の出席者等については、資料5-1に記載のとおりでございますが、私どもは、第5期計画における管理目標の設定内容、新たに取り入れる地域区分における対策のあり方、近年目立つ里グマ化の解消などについて、各分野の専門の立場から意見を申し上げてきたところでございます。</p> <p>本日提出させていただいております計画案につきましては、環境審議会、検討委員会の意見が反映されているほか、資料5-5として添付している県民からの意見募集や、市町村、関係する国機関、隣接県の意見を必要に応じて取り入れた内容となっているものと考えています。</p> <p>計画案に係る具体的な事項は、この後説明する鳥獣対策・ジビエ振興室長にお任せしますが、ツキノワグマ保護管理計画は被害対策の為だけのものではなく、そこに住む地域の住民が、自分たちの地域はどのような地域なのか、どのようにツキノワグマと関わって生活していけば、お互いが良好な関係を築いていけるのかといったことを意識するきっかけになることを期待しています。</p> <p>また、次期計画で定めた5つの目標の達成状況を随時モニタリングしていくことで今後の取組の検証、状況に応じた施策の展開によりツキノワグマとのより良い共存関係が図られていくものと</p>

<p>梅崎会長</p> <p>清水鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>期待するところであります。</p> <p>以上、簡単ではございますが、特定鳥獣保護管理検討委員会からの報告とさせていただきます。</p> <p>引き続き、幹事から説明をお願いします。</p> <p>林務部鳥獣対策ジビエ振興室長の清水靖久でございます。</p> <p>第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）につきまして、説明申し上げます。</p> <p>私からは、資料5-1の議論の経過、資料5-3の計画（案）本文について説明させていただきます。</p> <p>本日は、これまでの議論の中から特に重要となる部分についての意見と、それについての考え方、計画への反映の状況について説明します。</p> <p>資料5-1、2ページの表の3項目めをご覧ください。捕獲上限数についてです。第4期計画では捕獲上限を150頭程度としていましたが、最近の10年間の平均捕獲頭数は上限を超過し捕獲している状態が続いています。昨今のクマの出没状況、被害対策状況、昨年度の調査で推定された個体数を考えると、この数字がクマと共存する上で必要な、基準となる捕獲数であると考え、上限数の見直しを行いました。第4期計画と比べ、見かけ上では捕獲できる頭数が増加していますが、推定個体数の増加に連動させてとか、上限率を増加させるなど定量的な導き方ではなく、計画始期に際しての基準数であることについてしっかりと周知していきたいと考えております。</p> <p>第4期計画でも捕獲以外の被害対策を基本として進めてきましたが、第5期計画でも、更なる捕獲方法の工夫、防除対策、環境整備等を進めることにより、里山を主な生息地にするクマの解消状況を見ながら、捕獲上限数については柔軟に見直しをしていく方針としています。</p> <p>防除対策、生息環境対策が基本であり、捕獲対策はあくまで、本来の生息場所、食性から逸脱している等危険個体の排除手段であるということをしっかりと伝えていきたいと考えています。</p> <p>続いて4項目めをご覧ください。現状の長野県の狩猟による捕獲数は年間約25頭と、狩猟の役割のひとつとして期待される、クマを銃器で追い立て、クマに人里への忌避感を与える役割はほとんどなされていないのが現状です。委員の方からも、狩猟に関するルールの変更をしないと、狩猟の捕獲数は増えないことをご指摘いただきました。</p> <p>クマの生息数が比較的多い長野県北部では積雪も多く、クマを捕獲できる期間は猟期が始まる11月15日から冬眠前の1ヶ月程</p>
-----------------------------------	--

度に限られてしまい、狩猟ができる期間は実際の猟期の半分程度です。そこで狩猟の役割を見直し、捕獲活動を促進する観点から、2月16日以降、新芽が芽吹き始める時期までを目安に、条件の整った場所については春期捕獲が可能となるように変更を加え、クマに対して人里への忌避感を与え、出没数の減少へ繋げていきたいと考えています。

3ページの3項目めから4ページの2項目めまで、ゾーニングについて福江委員からご意見をいただいております。

計画本文の16ページ、17ページに地域区分のイメージ図がございますので併せてご覧ください。

長野県の土地利用ではきちんとしたゾーニングは現実的ではなく、行うとしてもかかる労力が大きくなるというご指摘をいただきました。

たしかに、現実の土地利用に照らし合わせると、必ずしもこれに合致するとは言えない状況が多々あると考えられます。

農林水産省では、鳥獣被害防止の地域支援の交付金の中に、地域ぐるみでゾーニング設定を行い、専門家を招いて研修会を開催するなどの経費について、1市町村あたり最大200万円の交付を可能とする新メニューを創設しました。

このような事業の活用について市町村に周知し、進めてまいりたいと考えております。

また、排除地域、防除地域の一部では人身被害の恐れがある場合は市町村長許可による捕獲ができることについて、各市町村に専門的な知識を持ち合わせている人材がいるとは限らない中、効果の無い捕殺が増えたり、予防的防除が行われないうまま捕獲が進む可能性が否めないとのことご指摘もいただいております。

現在県では、11名のクマ対策員を配置し、活動を進めておりますが、地域に根差した専門家の配置という意味ではかねてからの課題でありました。

そこで、新年度からの新事業として、クマの生息地と人の生活域が入り組んだ地域、里地への出没が繰り返されるものの、地域に専門家がいない地域において、クマの専門家による地域課題の調査や、それを地域にフィードバックし対策に繋げるための事業を計画しています。

これまで地域のクマ対策に活用できる国の予算はありませんでしたが、長野県で第5期計画をスタートさせるにあたり、環境省に対してクマの課題を抱えた地域に活用できる予算を要望し、事業化できる見通しとなりました。

また、市町村長許可で捕獲した場合は、速やかに捕獲報告書を提出することを必須とし、県が開催するツキノワグマ専門部会で捕

獲の経緯等について確認を行うことを考えております。捕獲以外の対策が十分になされないまま捕獲に至った例や、同一箇所にも何度も出没した場合等、特に対策が必要と判断される場合はクマ対策員による現地確認や指導などを考えております。

4 ページ目 2 項目めをご覧ください。今計画から新たに設定した地域区分について、第 4 期計画では、「どのような対策を」という部分は詳細に記載されていたものの、「どこで」対策を行うのが具体的には示されていませんでした。そこで第 5 期計画では地域区分を設定し、「どこで」の部分のイメージ図を、国のガイドライン等を参考にしながら作成し、地域住民がイメージしやすいようにしました。これにより、自分のいるエリアがクマ、人間相互にとってどういう場所なのか、見えるようにすることでポイントを絞って対策を進めやすくできると考えています。

このようなイメージ図を提示することで、その地域に住む住民が野生動物との付き合い方を、自らの課題であると受け止め、考えるきっかけにもなってもらいたいとも考えています。

このような考え方については、資料 5-3 計画本文 14 ページ「7 計画の目標」「(2) 目標を達成するための方策と基本的な考え方」に記載しておりますが、15 ページの中ほどにありますように、ヒトとツキノワグマという、種の違いはあっても、同じ土地に住む者同士、支配する関係でも支配される関係でもない、対等な関係を築くことが必要だと考えています。そのために人間側は緩衝帯整備などで自分たちの生活域とクマの生息域の境界線をクマに対してきちんと示し、侵入しにくい環境を作ることなどが重要となります。

住民の皆さんには、ヒトの生活域に入ってきたクマを捕殺さえすれば問題は解決されるという考え方を排除し、共存のために必要な行動を起こしていただけるよう、ゾーニングに参加いただく機会等を通じて普及啓発に努めてまいります。

続いて資料 5-5 をご覧ください。

パブリックコメントにつきましては、12 月 28 日から 1 月 26 日までの間で実施し、7 名の方から意見をいただきました。

意見の内容としては、今回新たに設定した地域区分について、春期捕獲について、個体数調整について等でございました。

それぞれについて、県の考え方について記載させていただき、回答としたいと考えております。

また、環境省、隣接県との協議において特段意見はなく、市町村長 7 名から頂いた御意見につきましては、特定鳥獣保護管理検討委員会で検討いただき、必要な項目について計画案に反映させて頂きました。

説明は以上でございます。

梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたらご発言願います。福江委員どうぞ。</p>
福江委員	<p>2つ質問があって、そのあと3つコメントをしたいと思います。長くなってしまいますが、先に2つ質問いたします。</p> <p>まず、特定計画の15ページ、地域区分の設定は県、市町村、住民がそれぞれの役割を担いながら行うとあります。</p> <p>21ページを見たときに、被害管理と予防対策の2段落目に、市町村を中心に地区ごとの協議会等において、地区ごとの土地利用の在り方や防除ラインの設定などをと書いてありますが、この地域区分と防除ラインの位置付けというのがどういうものなのかと思いました。</p> <p>防除ライン自体がゾーニングにおける線引きなのか。もし線引きであるのであれば、地域住民が協議会等で決めるとなっていますが、ここに県だとかクマの専門家だとかが入ってくるという事が書かれていませんので、防除ラインの引き方としてどうなのかなと思いました。</p> <p>2つ目の質問ですが、特定計画の目次の部分には「9 具体的な方策と管理指針 (3) 個体の管理」とありますが、24ページの(3)の部分には②捕獲数の管理とあります。捕獲数の管理のイですけども、表5によって個体数管理をするものとするともあります。</p> <p>「個体の管理」と「個体数の管理」と二つ書かれていますが、実際の意味合いとしては大きく違ってきます。</p> <p>この個体数管理と書かれていることについて、どのような意味で書かれたのかなということ、以上2つ質問です。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>まず防除ラインの関係です。</p> <p>この防除ライン、該当するものは福江委員ご指摘のとおり、境界線に該当するものです。防護柵を設けるとか、緩衝帯整備をするとか、河畔林に分断帯を設ける、そのようなこととございます。</p> <p>計画の中で、ゾーニングと防除ライン、書き方に齟齬がありますので整合させて、意図が伝わるように修正したいと思います。</p> <p>2点目の質問の「個体数の管理」というところですが、24ページのイに記載がありますが、捕獲の上限数を定めておりますので、猟期の初めからカウントをしていって、その数を超えないように全県で管理していくということで、あくまでも(3)に個体の管理とありますけれども、それが意味するところは健全な個体群を維持していくということで、その人里の餌に誘因されてしまったも</p>

	<p>のですとか、本来の生活から逸脱したもの、人を怖がらないもの、そういったものを定性的に排除していくという意味を込めてこのような記載にしています。</p>
梅崎会長	<p>福江委員どうぞ</p>
福江委員	<p>防除ラインはゾーニングのラインではないという事でよろしいでしょうか？</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>イコールの場所もあればそうでない場所もあるというふうにご理解いただければと思います。</p>
福江委員	<p>地域区分については後ほどコメントさせていただきますが、この防除ラインが何なのか明確に書くべきだと思いますし、防除ラインを引くにしても地域住民の意見はもちろんですが、そこに県だとかクマ対策員等のクマの専門家を入れていかないと、効果的な防除ラインになるかどうかということもありますので、そこはきちんと防除ラインの定義を明確にすることと、専門家、県を入れていくべきだと思います。</p> <p>2番目の、「個体の管理」か「個体数の管理」というところですが、個体数の管理という言葉を使った時に、例えばシカであれば何頭まで減らせば被害が抑えられるだとか生態系のバランスが維持できるだとか、資源の利用のために、ここまで減らせば資源が枯渇してしまう、という時に個体数管理という言葉が適切かと思いますが、今の説明ではクマの個体管理ということですよ。ですので、ここは捕獲数の管理になるかと思います。</p> <p>個体数の管理と個体の管理では大きく意味が異なるので、ここは捕獲数の管理が適切かと思います。</p> <p>いま二つ質問をさせていただきましたが、これからコメントをさせていただきたいと思います。</p> <p>計画の14ページから15ページが基本的な考え方として重要な部分になるかと思いますが、7(2)の部分、目標達成するための方策と基本的な考え方として3本の柱が書いてあります。「生息環境対策」「予防管理」「個体数の管理」と書いてありますが、ここも「個体の管理」ですね、これを総合的に取り組むと書いてあるんですけども、ここを読んで行った時に、15ページの初めの方には環境整備のことが書かれているんですが、そのあとは地域区分、ゾ</p>

ーニングのことが書かれています。

ここを読んだ時に、3本の柱のうち被害管理と予防対策の部分が見えてきません。ここでは地域区分の事を押し出したいという事なのかもしれないですが、ちょっと偏った内容になっているのではないかと思います。捕獲だけでクマの対策が進むものではないという意味を含めて、被害管理、予防対策が重要であるという事をきちんと位置付けを書きいただきたいと思います。

あと二つ、コメントがあります。

資料5-1なのですが、実は本日の朝、12月に提出させていただいた意見を追加していただきました。

時間の無い中、対応していただきありがとうございます。

私が提出した意見について、クマ部会や特定委員会で検討していただきたいとお願いしたんですが、その時は環境対策課の担当者から、審議会、クマ部会、特定委員会で共有・検討しますと回答をいただきました。

この検討をお願いしたのは、12月までの段階でクマ部会や特定委員会で議論が見えてこなかったためです。本当にしっかり意見が出されているのかなという事が不安というか疑問でしたので、検討をお願いしたわけです。上原先生もいらっしゃいますが、私の意見が皆様に届いたかどうかという事も確認したいのですが、実はちゃんと検討されてきたのかなという事が疑問に思いましたので、クマ部会の方にも聞いてみました。

私がこういう意見を出したという事は県の方から上がって来なかった、ということでした。実際クマ部会のほうでも、書面会議が行われていますが書面会議で出てきた意見というものが、部会委員の中でも誰がどういう意見を出したかということ、共有されていなかったということだったんですね。

そういうことを含めて考えますと、クマ部会や特定委員会で出された意見がこの計画に反映されていると思えませんので、この議論の進め方に問題があるのではと考えております。

本日は話していただいた農水省や環境省の事業を入れていって、よりゾーニングなどを強化していくという話もありましたけれども、それ自体もクマ部会や特定委員会と共有されていないのではないかと思います。ですので、議論の進め方がこれでいいのかと思ったというのが一つです。

もう一つ私が問題だなと思うのが議論の進め方と、防除地域の一部、排除地域では市町村の権限でクマの捕獲が出来るという点です。

この計画の中では、市町村が「クマを獲ればなんとかなるや」と

	<p>見えてしまう部分をととても感じています。</p> <p>市町村への権限移譲については、制度設計を詳細に練らないと、クマ獲り放題になるのではないかという懸念があります。そうになると、野生動物のマネジメントでは無くなってしまいますので、マネジメント自体が崩れていくのではという懸念を感じています。</p> <p>実際これまでに、イノシシやシカの捕獲のために報奨金をあげるとか、罠の制限を緩和するとか、いろんな緩和策が取られていて、行政側が捕獲者を管理できていないという状況にあります。市町村の許可自体もある意味、緩和策となるわけですが、県が市町村をちゃんと管理できるのかということが担保されないと、野生動物マネジメントの崩壊を招きかねないなと感じています。</p> <p>ですので、この2点に関して懸念というか、この計画自体が問題ではないかと思えます。</p> <p>実際清水室長からも制度設計もしていかなければいけないとお話しをいただいておりますが、そのことをクマ部会や特定委員会と一緒に作っていくということを計画書に明記するだとか、市町村の許可に関する条件付けを細かく設定していかないと、何度も申し上げて申し訳ないですが、野生動物の保護管理自体が崩れかねないなと思っています。</p> <p>資料4の鳥獣保護管理事業計画書の中でも申しあげましたけれども、実際現場対応をする県職員の方たちというのが、鳥獣被害対策チームになっていると思いますが、ここがやっぱり機能していないという状況が見て取れるんですね。</p> <p>ですから、対策チームの強化、クマ部会、クマ対策員の方たちと密に連携を取らないと、この権限は移譲できない、そういうことが担保されないとこの計画に関して、私自身も野生動物の保護管理に関わってきた人間として、両手を挙げて賛成しますというふうにはならないなと感じています。</p>
梅崎会長	<p>今、福江委員がおっしゃった意見というのは、資料5-1に回答されている、このことでしょうか。</p> <p>具体的な意見としては今画面に表示されているものの事でしょうか。</p>
福江委員	<p>防除地域の一部と排除地域で、市町村の許可で捕獲するという事は問題だと書いています。ただ、制度設計が必要であるということは12月の段階では書いておりません。</p>
梅崎会長	<p>それでは幹事、お願いします。</p>

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>まず、検討の経過でございますが、福江委員からいただいた意見につきましては、これはいただいた意見から中を選択して共有しております。</p> <p>また、環境省の予算を使ってクマのマネジメントにチャレンジするという事も、部会の中で説明・共有しております。</p> <p>部会の皆様、関係する多くの方から意見をいただいておりますけれども、趣旨が同一のものについては、それを束ねて一つの議題として、個々の方々に言い回しが違っていたりしますので、それを集約して共有しております。</p> <p>捕獲許可権限の話ですけれども、市町村に許可権限がいく、そのためには市町村が自らゾーニングをしっかりとやらなければいけない、それを専門家を交えて行う、そこで許可権限が初めて市町村に行きますけれども、そこで市町村が捕獲許可を出す際には、その捕獲許可について市町村が説明責任を負うこととなります。</p> <p>ですので、市町村が、この新しいゾーニングの仕組みによって、やたら捕獲を進めるとは私は全く思っておりません。説明責任が生じるという事は行政にとっては非常に重いこととなりますので、その辺についてはしっかりと趣旨が反映されると考えております。</p> <p>しかし、そこに関して制度設計をしっかりと行い、現場へ落とし込んでいくという点に関しては念を入れたいと考えています。以上です。</p>
梅崎会長	福江委員、いかがでしょうか。
福江委員	<p>ありがとうございます。環境省の事業に関して、クマ部会と共有されているというお話しでしたけれども、いつ頃共有されたんでしょうか？</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	これは対面で行った最初の部会の際に共有をしております。
福江委員	11月という事ですか？
清水室長	そうです。
福江委員	<p>なかなかそれ自体が落とし込めてないのではないかと思います。</p> <p>それと制度設計に関して、この特定計画の中に組み込んでいただけるというふうに捉えてよろしいでしょうか？</p>

<p>清水室長</p>	<p>制度設計するという事と、クマ部会や特定委員会、特にクマ部会とクマ対策員がいないと農水省の事業も環境省の事業も遂行が難しいと思いますが、この方たちと制度設計していくという言葉が必要だと思うんですね。</p> <p>その部分を、この特定計画を出すのであれば文言に入れていくとか、今後詳細を制度設計していくとかそういう文言を入れていただきたいと思います。</p> <p>ご指摘のとおり、地域に根差したクマの専門家を配置していくという事は必要なことだと考えております。</p> <p>しかし、その人材の育成というものは一朝一夕にできるものではございません。ですので、そこは事業費をかけて委託事業として専門家を現地に張り付ける、それを最初の契機として、地域でそういった人材が必要だと感じていただければ、そういう人材を地域で育成していこう、という展開を期待していることもございます。</p> <p>その辺については、目指すところ、地域に根差した専門家を配置するという事は大きな目標のひとつでありますので、それについては計画のなかに盛り込むようにしたいと思います。以上です。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>いま画面に表示していただいている回答資料は手元に無いんですが、これが具体的なご意見と回答という事でしょうか。</p> <p>幹事、この表の右と左はどういう対応でしょうか。</p>
<p>清水鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>左がいただいた意見、右が対応です。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>この対応というのは、今回の答申の中には分かりやすく反映されていますか。</p>
<p>清水室長</p>	<p>本文の中に入っていると考えています。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>福江委員の意見への対応というのは、この中で説明できているものでしょうか。それとももう少し足りないという事でしょうか。</p> <p>できれば具体的な文言ですとか、場所とかがはっきりしないと修正ができないのですが。</p>
<p>福江委員</p>	<p>特に市町村への権限移譲に関しては、クマの専門家、クマ部会や特定委員会と詳細を詰めていくという事は必要なことだと思いますので、そこは変えていただきたいところです。</p>

梅崎会長	それは先ほどの案件でもありましたように、考慮しますということでしたよね。
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	その通りです。
梅崎会長	一旦、他のご意見もうかがいましょうか。打越委員どうぞ。
打越委員	<p>時間も押してますので、ひとつだけ。</p> <p>資料5-5のパブリックコメント、数はそんなに多くは無いんですけども、県民から寄せられた声のところに、昔だったら鳥獣保護管理事業計画と同様に、被害が多いだとか、もっと捕獲してくれといった声が多かったらと思いますけれども、むしろ生息環境やゾーニングに向けた話し合いが必要だとか、バランス感覚のある意見が多いなと感じました。</p> <p>専門家の側から見ればクマはただ駆除すればいいというものでは無い、簡単に捕獲許可を出してほしくないというものもあるでしょうし、それに対してこれまでは地元の農家さんや、集落とかから、とにかく殺してくれ、そうでなければ心配で安心できないといった声が二元的に対立してぶつかってきたところだと思うんです。</p> <p>その度に県としてはクレームが来た、どうしようかと場当たり的に対応してきたところがあったと思うんですけれども、そうではなくて、福江委員も仰っていましたが、いくつも考えなければいけない要素があるということなんですね。</p> <p>それを市町村もしっかり勉強してくれと。なぜ捕獲許可を出すのか出さないのか、どうして被害防除が必要なのか、そのために地元が十分に努力しているのかとか、そういったことをきちんと見定めて判断していく体制をこれから作っていくべきなのではないかと考えております。</p> <p>ですので、おそらく過渡期の計画かなと。</p> <p>これまでは保護か駆除かでクレームに対応するものだったのを、そうではなくみんなで勉強して、ひとつひとつ判断し、科学的判断とそれから説明責任が問われるんだということをアピールしていけるなら、この計画の趣旨は運用面で生きてくるのではないかと思いますので、計画書の書きぶりというのは苦労したと思いますので、あとは運用面に任せていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
梅崎会長	検討委員会の上原座長から何か一言ございますか。

上原会長	<p>いろいろご意見いただき、ありがとうございます。</p> <p>打越先生が言われた最後の部分にも繋がることかと思えますけど、今回の計画の仕組み、全体のスキームとも合わせまして、単なる精神論ではなく、市町村は我々がいろいろな計画を実行していく上で、とても重要なパートナーであると思えます。これから市町村をも信頼し、頼りにしながら、もちろん地域住民の方々もタッグを組んで、これを実行していくという気持ちでおります。</p> <p>冒頭述べさせていいただきましたが、クマ自体が里グマ化ということもありますが、実は里グマ化というと定住ばかりが思い浮かびますが、そればかりでは無くて、移動、遊動ですね、それもかなり街中へ入り込んでいるというのがありますので、どこか特別な場所で対策をすればいいのではなくて、一人一人が受け止めるべきことですよ、ということで地域の方々とも、あるいは市町村、自治体の方々もしっかり信頼しあいながらタッグを組んで進めていきたいなと、そういう気持ちです。</p>
梅崎会長	<p>他にご意見ございますか。福江委員どうぞ。</p>
福江委員	<p>先ほど打越委員から運用面でというお話ありましたけれども、その運用面が重要だと思うんですね、その運用面に関してクマ部会ですとか特定委員会とかですとか、そういう方たちとタッグを組んでやっていくという事が重要だと思うので、そこを、まず運用面の前にですね、やはり情報共有をして、議論を尽くすという事が重要だと思います。</p> <p>ですので、計画が進んでいくのであれば、特定計画のない年は1年に一回くらいしか部会もないようですが、もっと部会の数を増やすですとか、議論の場を増やして行って、詳細を詰めていてもらいたいです。以上です。</p>
梅崎会長	<p>要望もありましたので、その辺を考慮して進めていてもらいたいと思います。</p> <p>具体的な修正等は、福江委員、先ほどのご発言で尽くされていますか。幹事からの回答もありましたが。</p>
福江委員	<p>同じことの繰り返しになってしまいますが、市町村の許可に関して、運用面ではクマ部会や専門家と一緒に制度設計をしていくことを付け加えてもらいたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>わかりました。</p> <p>いただいたご意見を踏まえまして、幹事のほうで修正いただく</p>

	<p>ということをお願いしておりますので、字句については会長一任という事でよろしいでしょうか？</p>
福江委員	<p>すぐに賛成という訳にはいかないですけれども。</p>
梅崎会長	<p>具体的な修正場所とか細かいところは結構あるんですか。</p>
福江委員	<p>時間が無かったので、きちんと目を通すことができていません。</p>
梅崎会長	<p>幹事、意見をいただいて、それを反映する時間はありますか？</p>
清水室長	<p>ございます。</p>
梅崎会長	<p>福江委員、具体的なページ数など示して修正いただいて、反映できるところは反映する、としたいと思いますが。</p>
福江委員	<p>いつくらいが目途でしょうか。一週間くらいしかないでしょうか。</p>
清水室長	<p>10日くらいの間にはいただきたいと思います。</p>
福江委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
梅崎会長	<p>それでは修正いただいたものを会長一任とし答申したいと思いますがよろしいでしょうか。 それではそのように決定したいと思います。ありがとうございます。</p>
梅崎会長	<p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。 次に報告事項アの「長野県環境エネルギー戦略の進捗状況について」取扱います。 幹事の方から説明をお願いします。</p>
真関環境政策課長	<p>それでは、資料6-1、6-2にございます令和2年度環境エネルギー戦略に関する進捗状況についてご報告申し上げます。概要資料の資料6-1をご覧ください。 長野県地球温暖化対策条例第9条第1項におきまして、戦略に基づく施策におきましては「定期的に学識経験者による評価を受けなければならない」と規定されております。 毎年度このタイミングで当審議会にご報告させていただいております。</p>

報告する内容は2020年度（令和2年度）でございます。データ確定のタイミングで項目によりまして、データの最新年度が異なっておりますのでご注意をお願いいたします。

まず、基本目標の進捗でございます。「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる」というものでございますが、グラフにございますとおり、国と県の総生産（実質）と温室効果ガス総排出量の比較をグラフで示してございます。

2018年度を見ていただきますと、実線の長野県の方が、点線の国の開きよりも大きく、デカップリングの傾向が国と比較しましても有意に示されている状況でございます。

個別指標でございます。4つございますが、一つ目の温室効果ガス総排出量でございます。2010年度以降減少傾向でございまして、直近の2018年度は1,478万3千トン。前年度と比較しまして13万トン減となっております。

次に2ページについて、最終エネルギー消費量でございます。2010年度以降減少傾向でございまして、2019年度の速報値で16万5千TJ。前年度比7千TJの減となっております。最終エネルギー消費量におきましては、2020年度目標を達成しております。

続いて、(3)の最大電力需要でございますが、2010年度以降増減を繰り返しながら推移してございます。2020年度の直近数値302万3千kW。これは前年度比で19万8千kWの増でございます。これは2019年度が暖冬であったのに対して、2020年度が例年の寒さに戻ったためと思われる。

(4)の自然エネルギー導入量とエネルギー消費量でみるエネルギー自給率、(5)の自然エネルギー発電設備容量と発電設備容量でみるエネルギー自給率でございますが、太陽光発電を中心に自然エネルギー電気の導入が拡大しております。また、電気と比べまして、バイオマス熱や太陽熱といった熱利用の普及拡大が課題でございます。

3ページには同年度の主な成果をまとめてございます。お目通しいただければと思います。報告は以上でございます。

梅崎会長

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらよろしくをお願いいたします。

(意見・質問なし)

梅崎会長

以上、幹事の報告ということでご承知願います。
以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通して、何かご意見・ご質問等はございますか。

梅崎会長	<p>(意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。 それでは、本日の議事を終了し、議長の務めを終えさせていただきます。 ありがとうございました。</p>
司会	<p>梅崎会長様、委員の皆様、長時間にわたるご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。 以上で本日の審議会を閉会させていただきます。 なお、次回の審議会は5月23日（月）を予定しております。 本日は大変ありがとうございました。</p>